

平成十四年総務省令第六十四号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十二条の九第一項から第三項まで、第七十二条の十第一項、第二項及び第五項並びに第七十二条の十六において準用する第六十一条及び第六十三条の規定並びに電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 第一種交付金
 - 第一節 総則（第四条—第七条）
 - 第二節 削除
 - 第三節 原価の算定
 - 第一款 総則（第十一条—第十四条）
 - 第二款 設備管理部門の原価（第十五条—第十八条）
 - 第三款 設備利用部門の原価（第十九条—第二十一条）
 - 第四節 第一種交付金の交付の特例（第二十二条）
- 第三章 第一種負担金（第二十三条—第二十九条）
- 第四章 支援機関（第三十条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法を定め、もって第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 収容局 アナログ加入者回線（施行規則第十四条第四号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線（以下この条及び別表第十において「ワイヤレス固定電話加入者回線」という。）を含む。以下同じ。）を直接収容する局舎をいう。ただし、ワイヤレス固定電話加入者回線を収容する局舎にあっては、当該役務の提供に係るワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。）の一端に端末設備を接続した地点において施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に設置するアナログ加入者回線を、当該役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合において直接収容する局舎とする。
- 二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあっては、当該回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
- 三 平均単価 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。
- 四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。
- 五 算定対象加入者回線 合算算定対象加入者回線のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。
- 六 平均原価 平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。

（遵守義務）

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 第一種交付金

第一節 総則

（第一種交付金の額等の認可申請）

第四条 法第九十九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式第一の申請書に、別表第一、別表第一の二、別表第二、別表第二の二及び別表第十の書類並びに第一種交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

- 一 算定対象原価が平均原価を上回る場合の当該上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）
- 二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の

- 四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
- 三 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額
- イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額
- ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額
- 四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額
- イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額
- ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額
- 2 第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第五条第二項に規定する割合（以下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合又は第一種適格電気通信事業者が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、前項の規定にかかわらず、法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、補填対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。
- 一 各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額
- イ 限度割合を超えることとなる全ての接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額
- ロ 限度割合を超えることとなる全ての第一種適格電気通信事業者について第二十七条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額
- ハ 限度割合を超えないこととなる全ての接続電気通信事業者等について第二十七条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額
- ニ 限度割合を超えないこととなる第一種適格電気通信事業者（自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者に限る。）について当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額
- 二 当該第一種適格電気通信事業者（自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額
- 3 前二項の規定により算定した第一種交付金の額が、第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、第一種交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零）とする。
- 4 前項の規定により算定した第一種交付金の額が零となった第一種適格電気通信事業者に関し、当該算定した第一種交付金の額が零となった年度の翌年度以降に支援機関が行う法第九十九条第一項の認可の申請（前項の規定により算定した第一種交付金の額が零とならない場合に限る。）における第一種交付金の額の算定方法は、前三項の規定により算定した第一種交付金の額から、第一種交付金の額が零となった年度の当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の累積額（当該認可の申請があった日の属する年度前にこの項の規定により控除した額がある場合にあっては、当該額を控除した額）を控除する方法とする。ただし、当該控除は控除して得た額が零を下回らないように行うものとする。
- （原価等の届出）
- 第六条** 法第九十九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。
- 2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。
- （支援機関に届け出る事項）
- 第七条** 法第九十九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 收容局ごとのアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価
- 二 收容局ごとの法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価
- 三 前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量とを合計したものに占めるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量の割合
- 四 前年度における第一種公衆電話機から発信する通信量と第一種公衆電話機以外の第一種適格電気通信事業者の公衆電話機（以下「第二種公衆電話機」という。）から発信する通信量とを合計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合
- 五 施行規則第十四条第二号イ及びロのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節 削除

第八条 削除

第九条 削除

第十条 削除

第三節 原価の算定

第一款 総則

(根拠)

第十一条 法第九十九条第三項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところによる。

(設備管理部門及び設備利用部門)

第十二条 法第九十九条第二項の原価(以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。)は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

2 第一号基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門の電気通信役務であって次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

一 固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。)に係る部分及び光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)に係る部分を除く。)に係る電気通信役務

二 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信し、又は当該端末設備へ着信する通信に係る電気通信役務(前号に掲げるものを除く。)

三 総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信し、又は当該端末設備へ着信する通信に係る電気通信役務(前二号に掲げるものを除く。)

四 公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる電気通信役務(前三号に掲げるものを除く。)

(通信量等の記録)

第十三条 第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号、第二号及び第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。)について、別表第四により記録しておかなければならない。

2 前項に規定する通信量等を記録しようとする第一種適格電気通信事業者は、その記録を、年度ごとに、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならない。

第十四条 削除

第二款 設備管理部門の原価

(設備管理部門の資産及び費用の整理)

第十五条 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。)に係るものを除く。)の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

一 前項の通知の直前に国が行う調査等の結果に基づき位置を設定する端末設備又は自営電気通信設備を使用する利用者に対して電気通信役務を提供するときに用いるものであること

二 安全性及び信頼性に関する関係法令に適合するものであること

三 現に当該電気通信設備を設置する通信用建物の位置にある通信用建物に設置されていること

四 現に当該電気通信設備を用いて第十二条第二項に規定する電気通信役務が提供されている区域において当該電気通信役務を提供するときに用いるものであること

五 第十三条第一項の規定により記録された通信量等及び施行規則第四十条の四の二第二項の規定により通知された通信回数を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有すること

3 第一項の整理は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して行うものでなければならない。

4 第一項の整理は、資産にあつては別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて別表第七第一による固定資産明細表及び別表第七第二による固定資産帰属明細表を作成して、費用にあつては別表第八第一に掲げる費用算定方式、別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて別表第九による設備区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

(設備管理運営費の算定)

第十六条 前条第一項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価は、当該電気通信設備の管理運営に必要な費用(別表第九の設備区分別費用明細表に記載された費用をいう。以下「設備管理運営費」という。)に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算出するものとする。

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十一条(第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。)、第十二条(第五項の規定を除く。)及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。)
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務

	一般法定機能 対象設備等	算定対象電気通信役務 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）
第十一条第三項	対象設備等	算定対象設備等
	法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として
第十一条第四項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門
	第一種指定電気通信設備	電気通信設備
第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）	算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十七条の二 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）を、別表第九の二の左欄の対象設備ごとに、同表の右欄の設備区分に区分して行うものでなければならない。

3 第一項の整理は、資産にあつては、別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあつては、別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三 前条第一項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

（設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

第三款 設備利用部門の原価

（設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）

第十九条 設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原価から、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価として同表の「控除対象原価の内容」欄に掲げる原価（以下「控除対象原価」という。）を控除した後のものに、効率化率を乗じて算定し、支援機関に提出するものとする。

2 前項に定める効率化率は、年度ごとに、当該年度の計画に基づいた電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用を、当該年度の前年度に実際に要した電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用で除して得た割合を乗じて算定するものとする。

（設備利用費の算定）

第二十条 前条第一項に規定する前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価及び控除対象原価は、当該第一号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という。）に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条 接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	対象設備等	設備利用部門に係る建物、土地及び施設
第十一条第三項	対象設備等	設備利用部門に係る建物、土地及び施設
	法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて
第十一条第四項	第一種指定設備管理部門	設備利用部門
	第一種指定電気通信設備	設備利用部門
第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

第四節 交付金の交付の特例

(第一種交付金の交付の特例)

第二十二条 支援機関は、法第九十九条第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかかわらず、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額から減ずることができる第一種負担金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

- 一 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生計画認可の決定
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画認可の決定
- 三 会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による特別清算に係る協定の認可
- 四 その他総務大臣が別に定める事由

2 支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に関して接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付された額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

第三章 第一種負担金

(収益の額の算定)

第二十三条 法第十十条第一項各号に規定する電気通信事業者（以下「算定対象電気通信事業者」という。）は、次条に定めるところにより、収益の額を算定するものとする。

(収益の額の算定方法)

第二十四条 施行令第五条第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約（以下「接続協定等」という。）により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。

- 一 音声伝送役務
- 二 専用役務
- 三 データ伝送役務

2 算定対象電気通信事業者が前年度又はその年度（支援機関が法第十十条第二項の規定による認可の申請をするまでの間に限る。）において、他の算定対象電気通信事業者について、合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があった場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の算定対象電気通信事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該事業を譲り渡した算定対象電気通信事業者の前年度における前項の規定により算定した収益の額を含むものとする。

3 その事業年度の期間が四月一日から翌年三月三十一日までの間でない算定対象電気通信事業者については、前二項の規定により、前年度に事業年度が終了する当該事業年度が終了した日以前一年間における当該収益の額を算定するものとする。この場合において、事業年度の期間が一年でない算定対象電気通信事業者の当該収益の額の算定方法は、当該事業年度における収益の額に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して算定するものとする。

(収益の額の支援機関への提出)

第二十五条 前条の規定により算定した収益の額が施行令第五条第一項に規定する基準（以下この条において単に「基準」という。）を超える算定対象電気通信事業者（別表第十一に掲げる指定された電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した書類を、年度経過後五月以内に支援機関に提出するものとする。

- 一 前条の規定により算定した収益の額

- 二 前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称
- 三 事業年度の始期及び終期
- 四 収益の額の算定根拠

2 前項の規定は、当該書類の提出期限の翌月から七月を経過した日の前日までに新たに当該電気通信番号を最終利用者に付与した基準を超える算定対象電気通信事業者についても適用する。この場合において、前項中「年度経過後五月以内に」とあるのは、「当該電気通信番号を最終利用者に付与した後遅滞なく」とする。

3 支援機関は、必要があると認めるときは、第一項の書類を提出していない算定対象電気通信事業者に対し、同項の書類の提出を求めることができる。

(第一種負担金の額の限度に係る収益の額の算定方法)

第二十六条 法第一百十条第一項ただし書の総務省令で定める方法は、接続電気通信事業者等を算定対象電気通信事業者とみなして、第二十四条(第二項を除く。)の規定を適用して算定する方法とする。

(第一種負担金の額の算定方法等)

第二十七条 法第一百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額(以下この条において「番号単価」という。)に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数(以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。)をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月(以下この条において「最終算定月」という。)については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。)で除して得た数値(小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。)を乗じる方法とする。

2 各接続電気通信事業者等の前年度の第一種負担金の額の算定において、番号単価に最終算定月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の第一種負担金の額の算定に充てなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合計する」とあるのは、「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」とする。

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等(第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。)にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。)第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数をを用いることができるものとする。

5 前項の通知において、法第一百十条第二項の認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の接続電気通信事業者等が分割又は譲渡により電気通信事業の一部を報告規則第九条に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合に、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数(複数の接続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数(小数点以下一位未満を四捨五入して得た数)とする。)を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

6 第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者であるものを除く。)の第一種負担金の総額(第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。)の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

7 第一種適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの(以下「第一種負担金等の額」という。)の、当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該第一種適格電気通信事業者の第一種負担金等の額は、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

(第一種負担金の額等の認可申請等)

第二十八条 法第一百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法についての認可の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

- 一 第一種適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額
- 二 接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額
- 三 第二十五条第一項又は第三項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し
- 四 算定対象電気通信事業者の算定対象収益の算定方法
- 五 第一種負担金の徴収方法
- 六 第一種負担金の納付期限
- 七 法第一百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の支援業務に係る経理の状況
- 八 支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

2 支援機関は、前項の規定による申請後又は法第一百十条第二項の認可後に第二十五条第二項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類の提出があったときは、速やかに、当該書類の写しを総務大臣に提出しなければならない。
(延滞利息)

第二十九条 法第一百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。

第四章 支援機関

(指定の申請)

第三十条 法第一百六条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 支援業務を開始しようとする日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款の謄本及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 七 支援業務を行おうとする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類
 - 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 九 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 十 その他参考となる事項を記載した書類

(支援機関の名称等の変更の届出)

第三十一条 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 総務大臣は、前項の届出があったときは、その旨を公示する。

(支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請)

第三十二条 支援機関は、法第十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第三十三条 支援機関は、法第一百六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 役員の氏名
 - 二 選任又は解任の理由
 - 三 選任の場合にあっては、その者の経歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。

(支援業務規程の記載事項)

第三十四条 法第一百六条第一項において準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 支援業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 支援業務を行う事務所に関する事項
- 三 支援業務の実施の方法に関する事項
- 四 交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項
- 五 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項
- 六 支援機関の役員を選任及び解任に関する事項
- 七 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項
- 八 支援業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 その他支援業務の実施に関し必要な事項

(支援業務規程の認可の申請)

第三十五条 支援機関は、法第一百六条第一項において準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 支援機関は、法第一百六条第一項において準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可申請)

第三十六条 法第一百六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2 支援機関は、法第一百六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第三十七条 法第一百六条第一項において準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の名称
- 二 交付金の交付申請の年月日

- 三 交付金の額
 四 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の名称
 五 前号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の額
 六 第四号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の納付の年月日
 七 第一号に掲げる適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日
- 2 法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。
 (支援業務の休廃止の許可の申請)

第三十八条 支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする支援業務の範囲
 二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
 三 休止又は廃止の理由

(公示)

第三十九条 法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年六月二十日）から施行する。
 (経過措置)
- 3 総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業者の指定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。
- 4 第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に規定する通信量等の記録、第十九条に規定する設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表の提出並びに第二十五条に規定する収益の額の提出に関する規定は、第一種適格電気通信事業者の指定があった年度の翌年度以降適用するものとし、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、当該指定のあった年度に終了する事業年度に係るものとする。ただし、当該指定が平成十五年三月三十一日までに終わる場合においては、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。
- 5 第一種適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、第一種適格電気通信事業者が現に記録している通信量等を用いることができる。
- 6 第一種適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け出るための記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定めるところにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、第一種適格電気通信事業者が現に記録しているものを提出することができる。
- 7 接続電気通信事業者等は、第八条に定めるところにより電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、接続電気通信事業者等が現に記録している負担額等を提出することができる。
- 8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	平均単価	基準単価
第三号	除して得た額	除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額
第二条第六号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価
第五条第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降 I P 電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	平均原価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価
	各算定対象加入者回線の加入者回線単価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした各算定対象加入者回線の加入者回線単価
	平均単価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価

- 9 前項の場合において、第一種適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併せて、第五条第一号第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない。この場合、第一種適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。
 (検討)

- 10 総務大臣は、この省令の施行後二年を目途としてこの省令の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一五年四月一一日総務省令第八〇号）抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第二〇号）

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百五号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二四日総務省令第三三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第二十二條第一項第四号の改正規定（同号を同項第三号とする部分を除く。）は、会社法（平成十七年法律第八十六号）附則第一項の政令で定める日から施行する。

（検討）

4 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の電気通信事業法施行規則及び改正後の算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一九年九月二六日総務省令一一四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第九條第一項及び第一百條第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四條及び第二十八條第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。

附 則（平成一九年一一月二一日総務省令第一三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二一日総務省令第二七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一一月二八日総務省令第一二六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二一年五月七日総務省令第四八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（検討）

2 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年四月二七日総務省令第四二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（検討）

7 総務大臣は、新施行規則第十四條第三号に規定する基礎的電気通信役務について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後三年を目途として新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二四年七月二七日総務省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一一月二二日総務省令第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月一六日総務省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年五月一日から施行し、平成二十六年年度の補てん対象額の算定から適用する。

（経過措置）

2 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

3 前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であつて、新規規則第十五條第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

二 平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

三 平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

附 則（平成二六年一月一五日総務省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二七日総務省令第八九号）

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月六日総務省令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日総務省令第三〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附 則（平成二八年五月一九日総務省令第五七号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附 則（平成二八年八月四日総務省令第七八号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月九日総務省令第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月一九日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二四日総務省令第四九号）抄

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二二日総務省令第二一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月一四日総務省令第五号）抄

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和二年五月二五日総務省令第五三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（補填対象額の算定等の特例）

第二条 令和四年度及び令和五年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項、第十六条、第十七条並びに第十八条の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二 加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあっては、当該回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>三 平均単価 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。</p> <p>四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）</p>	<p>二 第一号基礎的電気通信役務原価（一） 法第九十九条第二項の原価（以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。）のうち、設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係るものを除く。次号において同じ。）について、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次号において「対象設備等」という。）を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。</p> <p>三 第一号基礎的電気通信役務原価（二） 第一号基礎的電気通信役務原価のうち、設備管理部門の原価について、対象設備等を、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正省令」という。）附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。</p> <p>四 加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあっては、当該回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあっては、当該回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなし</p>
--	--

<p>。)に係る加入者回線単価を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>五 算定対象加入者回線 合算算定対象加入者回線のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>六 平均原価 平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。</p>	<p>て算出したものをいう。第七号において「対象原価(二)」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>六 平均単価(一) 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価(一)の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。</p> <p>七 平均単価(二) 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価(二)の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。</p> <p>八 算定対象原価(一) 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。)に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。)に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十 算定対象加入者回線(一) 合算算定対象加入者回線(一)のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十一 算定対象加入者回線(二) 合算算定対象加入者回線(二)のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十二 平均原価(一) 平均単価(一)に算定対象加入者回線(一)の総数を乗じて得た額をいう。</p> <p>十三 平均原価(二) 平均単価(二)に算定対象加入者回線(二)の総数を乗じて得た額をいう。</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和四年総務省令第九号)附則第五条第一項に規定するものをいう。)に適用される接続料の算定に用いられた特定比率(同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。)を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p>
<p>一 算定対象原価が平均原価を上回る場合の当該上回る額(各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。)</p> <p>二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)</p> <p>イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表(以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>四 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎</p>	<p>一 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>イ 算定対象原価(一)が平均原価(一)を上回る場合の当該上回る額(各算定対象加入者回線(一)の加入者回線単価(一)のうち、平均単価(一)を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。)</p> <p>ロ 第一号基礎的電気通信役務原価(一)のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>ハ 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第一号基礎的電気通信役務原価(一)が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表(以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ニ 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第一号基礎的電気通信役務原価(一)が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>二 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>イ 算定対象原価(二)が平均原価(二)を上回る場合の当該上回る額(各算定対象加入者回線(二)の加入者回線単価(二)のうち、平均単価(二)を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。)</p> <p>ロ 第一号基礎的電気通信役務原価(二)のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>ハ 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)</p>

<p>的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 イ 法第九十二条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>	<p>(1) 第一号基礎的電気通信役務原価 (二) が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ニ 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 (1) 第一号基礎的電気通信役務原価 (二) が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>																														
<p>第七号第一号及び加入者回線単価</p>	<p>並びに加入者回線単価 (一) 及び加入者回線単価 (二)</p>																														
<p>第七号第二号法第九十二条第二項の原価</p>	<p>第一号基礎的電気通信役務原価</p>																														
<p>第十一条この節</p>	<p>この節並びに令和二年改正省令附則第三条及び第四条</p>																														
<p>第十二条第一項法第九十二条第二項の原価 (以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。)</p>	<p>第一号基礎的電気通信役務原価</p>																														
<p>第一号基礎的電気通信役務の提供</p>	<p>第一号基礎的電気通信役務原価 (一) 及び第一号基礎的電気通信役務原価 (二) の別に区分し、それぞれ第一号基礎的電気通信役務の提供</p>																														
<p>附則第八項</p> <table border="1" data-bbox="159 1176 539 2087"> <tr> <td data-bbox="159 1176 271 1523"> <p>第二条第三号</p> </td> <td data-bbox="271 1176 367 1523"> <p>平均単価 除して得た額</p> </td> <td data-bbox="367 1176 539 1523"> <p>基準単価 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1523 271 1612"> <p>第二条第六号</p> </td> <td data-bbox="271 1523 367 1612"> <p>平均原価 平均単価</p> </td> <td data-bbox="367 1523 539 1612"> <p>基準原価 基準単価</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1612 271 2087"> <p>第五条第一項第一号</p> </td> <td data-bbox="271 1612 367 2087"> <p>算定対象原価</p> </td> <td data-bbox="367 1612 539 2087"> <p>平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第三号</p>	<p>平均単価 除して得た額</p>	<p>基準単価 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額</p>	<p>第二条第六号</p>	<p>平均原価 平均単価</p>	<p>基準原価 基準単価</p>	<p>第五条第一項第一号</p>	<p>算定対象原価</p>	<p>平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入</p>	<table border="1" data-bbox="539 1176 1481 2087"> <tr> <td data-bbox="539 1176 829 1523"> <p>第二条第六号</p> </td> <td data-bbox="829 1176 1101 1523"> <p>平均単価 (一) 除して得た額</p> </td> <td data-bbox="1101 1176 1481 1523"> <p>基準単価 (一) 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価 (一) の標準偏差の二倍の額を加えた額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1523 829 1724"> <p>第二条第七号</p> </td> <td data-bbox="829 1523 1101 1724"> <p>平均単価 (二) 除して得た額</p> </td> <td data-bbox="1101 1523 1481 1724"> <p>基準単価 (二) 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価 (二) の標準偏差の二倍の額を加えた額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1724 829 1792"> <p>第二条第十二号</p> </td> <td data-bbox="829 1724 1101 1792"> <p>平均原価 (一)</p> </td> <td data-bbox="1101 1724 1481 1792"> <p>基準原価 (一)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1792 829 1825"> <p></p> </td> <td data-bbox="829 1792 1101 1825"> <p>平均単価 (一)</p> </td> <td data-bbox="1101 1792 1481 1825"> <p>基準単価 (一)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1825 829 1859"> <p>第二条第十三号</p> </td> <td data-bbox="829 1825 1101 1859"> <p>平均原価 (二)</p> </td> <td data-bbox="1101 1825 1481 1859"> <p>基準原価 (二)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1859 829 1892"> <p></p> </td> <td data-bbox="829 1859 1101 1892"> <p>平均単価 (二)</p> </td> <td data-bbox="1101 1859 1481 1892"> <p>基準単価 (二)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1892 829 2087"> <p>第五条第一項第一号イ</p> </td> <td data-bbox="829 1892 1101 2087"> <p>算定対象原価 (一)</p> </td> <td data-bbox="1101 1892 1481 2087"> <p>平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話 (ワイヤレス固定電話 (電気通</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第六号</p>	<p>平均単価 (一) 除して得た額</p>	<p>基準単価 (一) 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価 (一) の標準偏差の二倍の額を加えた額</p>	<p>第二条第七号</p>	<p>平均単価 (二) 除して得た額</p>	<p>基準単価 (二) 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価 (二) の標準偏差の二倍の額を加えた額</p>	<p>第二条第十二号</p>	<p>平均原価 (一)</p>	<p>基準原価 (一)</p>	<p></p>	<p>平均単価 (一)</p>	<p>基準単価 (一)</p>	<p>第二条第十三号</p>	<p>平均原価 (二)</p>	<p>基準原価 (二)</p>	<p></p>	<p>平均単価 (二)</p>	<p>基準単価 (二)</p>	<p>第五条第一項第一号イ</p>	<p>算定対象原価 (一)</p>	<p>平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話 (ワイヤレス固定電話 (電気通</p>
<p>第二条第三号</p>	<p>平均単価 除して得た額</p>	<p>基準単価 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額</p>																													
<p>第二条第六号</p>	<p>平均原価 平均単価</p>	<p>基準原価 基準単価</p>																													
<p>第五条第一項第一号</p>	<p>算定対象原価</p>	<p>平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入</p>																													
<p>第二条第六号</p>	<p>平均単価 (一) 除して得た額</p>	<p>基準単価 (一) 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価 (一) の標準偏差の二倍の額を加えた額</p>																													
<p>第二条第七号</p>	<p>平均単価 (二) 除して得た額</p>	<p>基準単価 (二) 除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価 (二) の標準偏差の二倍の額を加えた額</p>																													
<p>第二条第十二号</p>	<p>平均原価 (一)</p>	<p>基準原価 (一)</p>																													
<p></p>	<p>平均単価 (一)</p>	<p>基準単価 (一)</p>																													
<p>第二条第十三号</p>	<p>平均原価 (二)</p>	<p>基準原価 (二)</p>																													
<p></p>	<p>平均単価 (二)</p>	<p>基準単価 (二)</p>																													
<p>第五条第一項第一号イ</p>	<p>算定対象原価 (一)</p>	<p>平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話 (ワイヤレス固定電話 (電気通</p>																													

	電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価			信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号イ及び次号イにおいて同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価（一）
平均原価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価		平均原価（一）	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価（一）
各算定対象加入者回線の加入者回線単価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線の加入者回線単価		各算定対象加入者回線（一）の加入者回線単価（一）	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線（一）の加入者回線単価（一）
平均単価	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価		平均単価（一）	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価（一）
		第五条第一項第二号イ	算定対象原価（二）	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価（二）
			平均原価（二）	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に

					供しているものとみなして計算した基準原価 (二)
				各算定対象加入者回線 (二)の加入者回線単価 (二)	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線 (二)の加入者回線単価 (二)
				平均単価 (二)	平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価 (二)
附則第九項	第五条第一項第一号	第五条第一項第一号イ及び第二号イ			
	及び加入者回線単価	並びに加入者回線単価 (一) 及び加入者回線単価 (二)			
別表第一	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価 (一)	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価 (二)	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価 (一)	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価 (二)
	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用
	第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価 (一)	第一号基礎的電気通信役務原価 (二)	第一号基礎的電気通信役務原価 (一)	第一号基礎的電気通信役務原価 (二)
	第一号基礎的電気通信役務原価の欄	第一号基礎的電気通信役務原価 (一) 及び第一号基礎的電気通信役務原価 (二) の欄			
別表第二	加入者回線単価	加入者回線単価 (一)	加入者回線単価 (二)	緊急通報役務原価 (一)	緊急通報役務原価 (二)
	緊急通報役務原価	注 收容局ごとに、緊急通報役務原価の欄には、第 5 条第 1 項第 2 号に規定する原価を記載すること。			
		注 收容局ごとに、緊急通報役務原価 (一) の欄には、第 5 条第 1 項第 1 号ロに規定する原価を記載すること。			
		注 收容局ごとに、緊急通報役務原価 (二) の欄には、第 5 条第 1 項第 2 号ロに規定する原価を記載すること。			

第三条 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分して行うものでなければならない。

一 第一号基礎的電気通信役務原価 (一) (前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務原価 (一) をいう。以下同じ。) 新規則別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分

二 第一号基礎的電気通信役務原価 (二) (前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務原価 (二) をいう。以下同じ。) 附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分

2 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。

一 第一号基礎的電気通信役務原価 (一) 資産にあつては新規則別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産明細表及び新規則別表第七第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては新規則別表第八第一に掲げる費用算定方式、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第九による設備区分別費用明細表

二 第一号基礎的電気通信役務原価 (二) 資産にあつては附則別表第二に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、附則別表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区分別費用明細表

第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価 (一) の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令 (令和二年総務省令第五十三号) 附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十 六条	別表第九	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則別表第五
第十 七条	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正省令」という。）附則第三条第一項の電気通信設備
	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則別表第七	令和二年改正省令附則別表第三

附則別表第1

（附則第3条関係）

附則別表第1(附則第3条関係)

第1 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)	主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの

	総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの
メタル回線収容装置等 (端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	音声収容ルータ	収容局に設置するもの
	共用収容ルータ	収容局に設置するもの
	メタル回線収容装置	収容局に設置するもの(アナログ局内回線収容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。)
	メタル回線収容装置用レイヤ2スイッチ(以下「メタル回線収容装置用L2SW」という。)	収容局に設置するもの
	消防警察トランク 警察消防用回線集約装置	収容局に設置するもの
メタル回線収容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	アナログ局内回線収容部	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。
		加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの

		い場合に限る。)に設置するもの
	アナログ・デジタル回線共通部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	主配線盤	メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
関門系ルータ以外の共用コアルータ	共用コアルータ	コア局に設置するもの
	コア局用レイヤ2スイッチ(以下「コア局用L2SW」という。)	コア局に設置するもの
中継系伝送路設備であつて、メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の共用コアルータとの間に設置されるもの(中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)	光ケーブル成端架	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
	中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
	中継系光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
	海底光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
	海底中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
	無線伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～

		共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
インタフェース変換装置		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
無線アンテナ		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
無線鉄塔		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
衛星通信設備		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系電柱		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系管路		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系中口径管路		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系共同溝		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系とう道		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
SIPサーバ	コールサーバ(以下「CS」)	コア局に設置するもの

	という。)	
関門系ルータ	関門系ルータ	相互接続局に設置するもの
	相互接続局用レイヤ2スイッチ(以下「相互接続局用L2SW」という。)	相互接続局に設置するもの
セッションボーダコントローラ	セッションボーダコントローラ(以下「SBC」という。)	相互接続局に設置するもの
ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	共用コアルータ～関門系ルータ間に設置するもの
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話端末に限る。

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備 コア局設備 伝送無線機械

	市外線路 市内線路
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産(ソフトウェアを除く。)	無形固定資産(ソフトウェアを除く。)

附則別表第2

(附則第3条關係) 正味固定資産価額算定方法

附則別表第2(附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1 \sim \text{経済的耐用年数}} (\text{定額法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定額法正味固定資産価額(n) = (期首定額法正味固定資産価額(n) + 期末定額法正味固定資産価額(n)) \div 2

期首定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) \div 法定耐用年数) \times (n - 1)、最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) \div 法定耐用年数) \times n、最低残存価額}

定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1 \sim \text{経済的耐用年数}} (\text{定率法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定率法正味固定資産価額(n) = (期首定率法正味固定資産価額(n) + 期末定率法正味固定資産価額(n)) \div 2

期首定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 \times (1 - 償却率)ⁿ⁻¹、投資額 \times 最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 \times (1 - 償却率)ⁿ、投資額 \times 最低残存率}

償却率 = 1 - (残存率)^{1 \div 法定耐用年数}

残存率 = 0.1とする。

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
音声收容ルータ	<p>1 音声收容ルータの設置基準</p> <p>收容局であって、收容回線に光地域IP回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送(離島設備の適用区間に限る。)を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの(以下「離島局」という。)には、音声收容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声收容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声收容ルータユニット数とする。</p> <p>ア メタル回線收容装置用L2SW対向1Gポート数、OLT(光回線</p>

終端装置をいう。以下同じ。)対向1Gポート数(当該局が離島局の場合に限る。)、ADSL地域IP1Gポート数及び音声収容ルータPTN(パケット伝送装置をいう。以下同じ。)対向1Gポート数の合計を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービス(当該局が離島局の場合に限る。)の最繁忙時間帯の合計を音声収容ルータの最繁忙時間帯とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時間帯で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービス(当該局が離島局の場合に限る。)の最繁忙パケット数の合計を音声収容ルータの最繁忙パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙時間帯比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙時間帯比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

(3) (1)アの音声収容ルータPTN対向1Gポート数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙時間帯比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙時間帯比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数とする。

(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数及び(3)のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数の合計に音

	<p>声収容ルーた冗長化係数を乗じたものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルーたインタフェース数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容ルーた投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルーた投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声収容ルーた投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後音声収容ルーたユニット数} \times \text{音声収容ルーたユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後音声収容ルーたインタフェース数} \times \text{音声収容ルーたインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後音声収容ルーたユニット数} \times \text{音声収容ルーたソフトウェア単価}$
共用収容ルーた	<p>1 共用収容ルーたの設置基準</p> <p>音声収容ルーたを設置しない収容局には、共用収容ルーたを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 共用収容ルーた設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルーたのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルーたユニット数とする。</p> <p>ア 共用収容ルーた1Gインタフェース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数、OLT対向1Gポート数及びADSL地域IP1Gポート数の合計)を共用収容ルーた1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルーた1Gボード数とし、これを共用収容ルーた1ユニット当たり最大1Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用収容ルーた10Gインタフェース数(共用収容ルーたCWDM(波長分割多重装置をいう。以下同じ。)対向10Gポート数(当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。))及び共用収容ルーた共用コアルーた対向10Gポート数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)の合計)を共用収容ルーた10Gボード当たり</p>

最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたもので除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時帯域の合計を共用収容ルータの最繁時帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数を冗長化考慮したものをメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数とする。

(3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比及びポート数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とする。

(4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース

	<p>ス数とする。</p> <p>(5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用収容ルータ投資額</p> $ \begin{aligned} &= \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数} \times \text{共用収容ルータユニット単価} \\ &+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価} \\ &+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価} \\ &+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価} \\ &+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価} \end{aligned} $
メタル回線収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード1</p>

枚当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする。

- (2) (1)のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額((3)に係るものを除く。)を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。

(1) メタル回線収容装置(回線収容部)投資額

$$\begin{aligned} &= \text{アナログ電話用ボード数} \times \text{アナログ電話用ボード単価} \\ &+ \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第一種} \\ &\quad \text{総合デジタル通信サービス用ボード単価} \\ &+ \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第二種} \\ &\quad \text{総合デジタル通信サービス用ボード単価} \end{aligned}$$

(2) メタル回線収容装置(ユニット部)投資額

$$= \text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ユニット単価}$$

(3) メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額

$$\begin{aligned} &= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置} \\ &\quad \text{ソフトウェア単価}) \\ &\quad \times \text{メタル回線収容装置(ユニット部)投資額} \\ &\quad \div (\text{メタル回線収容装置(回線収容部)投資額} + \text{メタル回線} \end{aligned}$$

	<p style="text-align: center;">収容装置(ユニット部)投資額</p> <p>(4) 局ごとメタル回線収容装置投資額</p> <p style="text-align: center;">＝メタル回線収容装置(ユニット部)投資額＋メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額</p>
<p>メタル回線収容装置用L2SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>ア メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2SW最大処理最繁忙パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数とする。</p> <p>(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とする。</p>

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額</p> $= \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SWユニット単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース単価}$
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に2を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p> <p>(2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額</p> $= \text{消防警察トランク数} \times \text{消防警察トランク単価}$ $+ \text{消防警察トランク架数} \times \text{消防警察トランク搭載架単価}$

<p>警察消防用回線集約装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額</p> $= \text{警察消防用回線集約装置数} \times \text{警察消防用回線集約装置単価} + \text{警察消防用回線集約装置架数} \times \text{警察消防用回線集約装置搭載架単価}$
<p>き線点遠隔収容装置</p>	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> $\text{世帯自県案分率(県、調査区)} = \text{世帯数(県、調査区)} \div \text{総世帯数(調査区)}$

	<p>就業者自県案分率(県、調査区)=就業者数(県、調査区)÷総就業者数(調査区)</p>
(1) 住宅用加入電話回線数	<p>=局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p>
(2) 事務用加入電話回線数	<p>=局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p>
(3) 住宅用光地域IP回線数	<p>=局ごと住宅用光地域IP回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p>
(4) 事務用光地域IP回線数	<p>=局ごと事務用光地域IP回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率</p>
(5) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	<p>=単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p>
(6) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	<p>=単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p>
(7) 第二種総合デジタル通信サービス回線数	<p>=単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数</p>

	$\div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$
(8) 第一種公衆電話回線数	$= \text{単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数} \div \text{単位料金区域内調査区数} \times \text{世帯自県案分率}$
(9) 第一種デジタル公衆電話回線数	$= \text{単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数} \div \text{単位料金区域内調査区数} \times \text{世帯自県案分率}$
(10) 第二種公衆電話回線数	$= \text{単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごと就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$
(11) 第二種デジタル公衆電話回線数	$= \text{単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごと就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$
(12) 低速専用線二線式回線数	$= \text{単位料金区域別低速専用線実績回線数} \times (\text{県別低速専用線二線式実績回線数} \div (\text{県別低速専用線二線式実績回線数} + \text{県別低速専用線四線式実績回線数})) \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごと就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$
(13) 低速専用線四線式回線数	$= \text{単位料金区域別低速専用線実績回線数} \times (\text{県別低速専用線四線式実績回線数} \div (\text{県別低速専用線二線式実績回線数} + \text{県別低速専用線四線式実績回線数})) \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごと就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$
(14) 高速メタル専用線回線数	

= 単位料金区域別高速専用線実績回線数

× (県別高速メタル専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数 + 県別高速光専用線実績回線数))

÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率

(15) 高速光専用線回線数

= 単位料金区域別高速専用線実績回線数

× (県別高速光専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数 + 県別高速光専用線実績回線数))

÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率

2 き線点～收容局間伝送路経路の選択

收容局ごとに、当該局の收容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は、次の基準により決定する。

- (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
- (2) 局を起点とし、±45° の傾きの範囲ごとに收容する。
- (3) ±45° の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
- (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中を通るように敷設する伝送路を設置する。
- (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
- (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3 設備構成選択

き線点～收容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。

- (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。

(3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

(4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。

4 設備量の算定

(1) き線点遠隔收容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔收容装置ユニット数とする。

ア メタル電話回線数をき線点遠隔收容装置最大收容電話回線数で除したもの

イ 低速専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容低速専用線回線数で除したもの

ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容高速メタル専用回線数で除したもの

(2) 收容局ごとに、当該局に收容されるき線点ごとに(1)で算定したき線点遠隔收容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔收容装置收容回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とする。

5 投資額の算定

次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。

(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times (\text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} + \text{き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価}) \\
 &\quad + \text{専用線收容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times \\
 &\quad \text{き線点遠隔收容装置收容回線数} \\
 &\div (\text{き線点遠隔收容装置收容回線数} + \text{専用線遠隔收容装置收容回線数})
 \end{aligned}$$

(2) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額

$$= \text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times (\text{き線点遠隔收容装置}$$

	<p>ユニット単価+き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価)</p>
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) メタル回線收容装置の設備量の算定において求めたメタル回線收容装置ユニット数を局ごとのメタル回線收容装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 收容局ごとに、当該局がき線点遠隔收容装置ごとに收容する第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) メタル回線收容装置(総合デジタル通信サービス回線收容部)投資額</p> $= \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価} \\ + \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価}$ <p>(2) メタル回線收容装置(総合デジタル通信サービス回線收容部ソフトウェア)投資額</p> $= (\text{メタル回線收容装置ユニット数} \times \text{メタル回線收容装置ソフトウェア単価}) \\ \times \text{メタル回線收容装置(総合デジタル通信サービス回線收容部)投資額} \\ \div (\text{メタル回線收容装置(回線收容部)投資額} + \text{メタル回線收容装置(ユニット部)投資額})$ <p>(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> $= \text{き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単}$

	<p style="text-align: center;">価</p> <p style="text-align: center;">+メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス回線 収容部)投資額</p> <p style="text-align: center;">+メタル回線収容装置(総合デジタル通信サービス回線 収容部ソフトウェア)投資額</p>
<p>アナログ局内回線収 容部</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容するアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。</p> <p>(1) メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">=アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価</p> <p>(2) メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部ソフトウェア)投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">=(メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価)</p> <p style="padding-left: 2em;">×メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">÷(メタル回線収容装置(回線収容部)投資額+メタル回線収容装置(ユニット部)投資額)</p> <p>(3) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">=き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数</p> <p style="padding-left: 2em;">×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価</p> <p style="padding-left: 2em;">+メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">+メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部ソフトウェア)投資額</p>

<p>アナログ・デジタル 回線共通部</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。</p> <p>局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額</p> $= \text{き線点遠隔収容装置収容回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置回線単価}$
<p>主配線盤</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数及びき線回線予備率分の回線数の合計を主配線盤回線収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系主配線盤端子数とする。</p> <p>(2) (1)の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</p> <p>局ごと主配線盤投資額</p> $= \text{音声系主配線盤端子数} \times \text{主配線盤端子当たり単価} + \text{音声系主配線盤架数} \times \text{主配線盤架当たり単価}$
<p>光ケーブル成端架</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の</p>

光ケーブル成端架心線数とする。

ア 当該局に直接光回線で收容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔收容装置数にき線点遠隔收容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する光信号分離装置(通信用建物外に設置されるものに限る。)ユニット数及び光予備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架收容率で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ 当該局が收容する中継伝送用光回線の心線数の合計を光ケーブル成端架收容率で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の光ケーブル成端架(大型)架数とし、これに光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数を乗じたものを当該局の光ケーブル成端架(大型)心線数とする。

(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)の光ケーブル成端架(大型)心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数を超える場合は光ケーブル成端架(大型)に收容する。また、この心線数が光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(中型)に收容し、光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型2)に收容し、光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型1)に收容する。

(4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(大型)架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型)心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。

- (5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(中型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)心線数とする。
- (6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型2)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)心線数とする。
- (7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。
- (8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。
- (9) 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光IP電話に係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系光ケーブル成端架架数及びメタルIP音声系光ケーブル成端架心線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

階梯ごと光ケーブル成端架投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型)架数} \times \text{光} \\
 &\quad \text{ケーブル成端架(大型)架当たり単価} \\
 &+ \text{当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型)架数} \times \\
 &\quad \text{光ケーブル成端架(中型)架当たり単価}
 \end{aligned}$$

	<p>+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型2)架数 ×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価</p> <p>+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型1)架数 ×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価</p> <p>+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型)心線数 ×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価</p> <p>+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型)心線数 ×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価</p> <p>+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型2)心線 数×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価</p> <p>+当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型1)心線 数×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価</p>
共用コアルータ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、次のアからエまで(共用コアルータが100Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。)により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のを当該局の共用コアルータユニット数とする。</p> <p>ア データ系IP装置対向100Gインタフェース数を共用コアルータ100Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ100Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大100Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用コアルータ10Gインタフェース数(CWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数、データ系IP装置対向10Gインタフェース数(共用コアルータが100Gインタフェースを有する場合を除く。))及び閉門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計)を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルー</p>

タ10Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時帯域の合計を共用コアルータ最繁時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共用コアルータ最繁時パケット数とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)イのCWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものの合計をメタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gインタフェース数とする。

(3) (1)イの関門系ルータ対向10Gインタフェース数から光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系共用コアルータ(関門系ルータ対向部)10Gインタフェース数とする。

(4) (1)イの共用コアルータ10Gボード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除し、インタフェース数比によりユニット部及び関門系ルータ対向部に

	<p>配賦したものを、メタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gボード数及びメタルIP音声系共用コアルータ(関門系ルータ対向部)10Gボード数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \text{メタルIP音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ (\text{メタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gボード数} + \text{メタルIP音声系共用コアルータ(関門系ルータ対向部)10Gボード数}) \times \text{共用コアルータ10Gボード単価}$ $+ (\text{メタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gインタフェース数} + \text{メタルIP音声系共用コアルータ(関門系ルータ対向部)10Gインタフェース数}) \times \text{共用コアルータ10Gインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータソフトウェア単価}$
コア局用L2SW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数及びCS1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定</p>

	<p>するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数} \times \text{コア局用L2SWユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数} \times \text{コア局用L2SW10Gインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数} \times \text{コア局用L2SW1Gインタフェース単価}$
<p>伝送装置</p>	<p>1 PTN及びCWDMの設置基準</p> <p>収容局とコア局間の伝送は、PTN又はCWDMにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはCWDMを設置し、それ以外の収容局にはPTNを設置する。コア局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。</p> <p>2 PTNの設備量算定</p> <p>(1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、専用線サービス、光IP電話及び光地域IPサービス(PTN設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。)の最繁時帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの(ポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後PTN低速インタ</p>

フェース混在ボード数とする。

(2) PTN設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをPTNユニット数とする。

ア 当該局が属するループのPTNリング数を合計し、これから1を減じたもの(1に満たない場合は、1とする。)

イ PTN低速インタフェース混在ボード数をPTN1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後PTNユニット数とする。

(4) (2)のPTNリング数及びPTNユニット数から算定した当該局のPTN高速インタフェース数のうちPTN10G高速インタフェース数を当該局の10GPTNリング数により算定し、残りをPTN2.4G高速インタフェース数とする。

(5) (4)のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。

3 収容局設置CWDMの設備量算定

(1) CWDM設置収容局ごとに、CWDMが接続する共用収容ルータの設備量からCWDM10Gインタフェース数及びCWDM低速10Gカード数を算定する。また、当該CWDMが接続する専用線装置の

設備量からCWDMSTM—1インタフェース数及びCWDM低速STM—1カード数を算定する。CWDM低速10Gカード数及びCWDM低速STM—1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWDM高速インタフェース波長数とする。

(2) (1)のCWDM高速インタフェース波長数をCWDM高速インタフェース最大波長数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のCWDMユニット数とする。

(3) (2)のCWDMユニット数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)及び専用線サービスに係るもの(波長数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系CWDMユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数とする。

(4) (1)のCWDM低速10Gカード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系CWDM低速10Gカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数とする。

(5) (1)のCWDM10Gインタフェース数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系CWDM10Gインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。

4 コア局設置CWDMの設備量算定

(1) コア局ごとに、当該局に属するCWDM設置収容局のメタルIP音声系CWDM10Gインタフェース数、メタルIP音声系CWDM低速10Gカード数及びメタルIP音声系CWDMユニット数(当該コア

局設置CWDMに対向するものに限る。)を、それぞれ全ての当該局に属するCWDM設置収容局について合算したものを、当該局のメタルIP音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、メタルIP音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数及びメタルIP音声系収容局対向CWDMユニット数とする。

- (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りCWDMSTM—1インタフェース数をCWDM低速STM—1カード当たり最大収容STM—1インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速STM—1カード数とする。
- (4) (2)及び(3)で算定したコア局渡りCWDM低速10Gカード数及びコア局渡りCWDM低速STM—1カード数の合計に2を乗じたものをコア局渡りCWDM高速インタフェース波長数とし、これをCWDM高速インタフェース最大波長数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDMユニット数とする。
- (5) (2)のコア局渡りCWDM10Gインタフェース数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDM10Gインタフェース数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。

- (6) (2)のコア局渡りCWDM低速10Gカード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDM低速10Gカード数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数とする。
- (7) (4)のコア局渡りCWDMユニット数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)及び専用線サービスに係るもの(波長数比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDMユニット数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDMユニット数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数とする。

5 投資額の算定

次の算定式により局ごとPTN投資額及び局ごとCWDM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額及びCWDM投資額を算定する。

局ごとPTN投資額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{メタルIP音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数} \times \text{PTN低速混在インタフェースボード単価} \\
 &\quad + \text{メタルIP音声系冗長化後PTNユニット数} \times \text{PTNユニット単価} \\
 &\quad + \text{メタルIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数} \times \text{PTN2.4G高速インタフェースポート単価} \\
 &\quad + \text{メタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数} \times \text{PTN10G高速インタフェースポート単価}) \\
 &\quad \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率})
 \end{aligned}$$

局ごとCWDM投資額

$$= (\text{メタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数} \times \text{CWDMユ$$

	<p>ニット単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数× CWDM低速10Gカード単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース 数×CWDM10Gインタフェース単価)</p> <p>×(1+クロック供給装置投資額加算率)</p>
中間中継伝送装置	<p>1 収容局とコア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWDMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)に、メタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数を乗じたものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWDMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)に、当該区間のメタルIP音声系コア局渡りCWDMユニット数を乗じたものを当該区間のメタルIP音声系CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>PTNによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長をPTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)から当該ループに属するPTN設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数(データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。))を控除したものとする。)を乗じたものを当該ループのメタルIP音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内にPTN設置局がある場合には当該ル</p>

	<p>ープ内PTN設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のメタルIP音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系中間中継伝送装置ユニット数} \times \text{中間中継伝送装置ユニット単価}$
CS	<p>1 CSの設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数(音声サービス(アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光IP電話をいう。)の回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音声サービス回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユニット当たり最大処理回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属するコア局のCSユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光IP電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CSユニット数とする。</p> <p>(3) 中継区域ごとに、メタルIP電話回線数(アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容メタルIP電話回線数とし、これにCS冗長化係数を乗じたものを</p>

	<p>当該区域に属するコア局の冗長化後CS收容メタルIP電話回線数とする。</p> <p>2 CS用データベース(以下「CS用DB」という。)の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁忙呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS音声サービス最繁忙呼数とし、これをCS用DB收容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの(最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額(光IP電話に係るものを控除したもの。)を加え、CS投資額を算定する。</p> <p>局ごとCS投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後CSユニット数} \times \text{CSユニット単価} \\ + \text{冗長化後CS收容メタルIP電話回線数} \times \text{CS1回線当たり単価} \\ + \text{メタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数} \times \text{CS用DBユニット単価}$
<p>関門系ルータ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、次のアからウまでにより求めた関門系ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の関門系ルータユニット数とする。</p> <p>ア 関門系ルータ10Gインタフェース数(コア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gイン</p>

タフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合計をいう。)を関門系ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を関門系ルータ10Gボード数とし、関門系ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ 当該相互接続局の最繁忙帯域を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ 当該相互接続局の最繁忙パケット数を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除し、合計したものを、当該局のメタルIP音声系関門系ルータ10Gインタフェース数とする。

(3) (1)アの関門系ルータ10Gボード数から光IP電話に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系関門系ルータ10Gボード数とする。

(4) (1)の関門系ルータユニット数から光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系関門系ルータユニット数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、局ごと関門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、関門系ルータ投資額を算定する。

局ごと関門系ルータ投資額

	<p>＝メタルIP音声系閉門系ルータユニット数×閉門系ルータユニット単価</p> <p>＋メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード数×閉門系ルータ10Gボード単価</p> <p>＋メタルIP音声系閉門系ルータ10Gインタフェース数×閉門系ルータ10Gインタフェース単価</p> <p>＋メタルIP音声系閉門系ルータユニット数×閉門系ルータソフトウェア単価</p>
相互接続局用L2SW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用1Gインタフェース数に相互接続局用L2SW予備1Gインタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とし、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用10Gインタフェース数及び閉門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計に相互接続局用L2SW予備10Gインタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とし、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用L2SW1Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW10Gインタフェース数の合計を相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の相互接続局用L2SWユニット数とし、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと相互接続局用L2SW投資額を求め、全</p>

	<p>ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと相互接続局用L2SW投資額</p> <p>＝メタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数×相互接続局用L2SWユニット単価</p> <p>＋メタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数×相互接続局用L2SW1Gインタフェース単価</p> <p>＋メタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数×相互接続局用L2SW10Gインタフェース単価</p>
SBC	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数(接続呼に係るものに限る。)をSBC収容率及びSBC呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものを、当該局のSBCユニット(呼処理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット(呼処理部)数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量(接続呼に係るものに限る。)から算定したSBC同時接続数をSBC収容率及びSBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局のSBCユニット(セッション管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット(セッション管理部)数は0とする。</p> <p>(3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量(接続呼に係るものに限る。)をSBCセッション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除したものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。</p> <p>(4) (1)のSBCユニット(呼処理部)数から光IP電話に係るもの(当該</p>

	<p>局の最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数とする。</p> <p>(5) (2)のSBCユニット(セッション管理部)数及び(3)のSBCユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数及びメタルIP音声系SBCユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。</p> <p>局ごとSBC投資額</p> $ \begin{aligned} &= (\text{メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数} \times \text{SBCユニット(呼処理部)単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数} \\ &\quad \times \text{SBCユニット(セッション管理部)単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系SBCユニット数} \times \text{SBCユニット単価}) \\ &\quad \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \\ &+ (\text{メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数} \times \text{SBCユニット(呼処理部)ソフトウェア単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数} \\ &\quad \times \text{SBCユニット(セッション管理部)ソフトウェア単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系SBCユニット数} \times \text{SBCユニットソフトウェア単価} \\ &\quad + \text{SBC同時接続数} \times \text{SBC同時接続数当たりソフトウェア単価}) \\ &\quad \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率}) \end{aligned} $
ENUMサーバ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数(接続呼に係るもの)から算定したENUMクエリ数をENUMサーバ1ユニット当た</p>

り最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサーバユニット数は0とする。

- (2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したENUMクエリ数及びDNSクエリ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUM・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、ENUM・DNS共通サーバユニット数は0とする。
- (3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系ENUMサーバユニット数とする。
- (4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(ENUM相当分)とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を算定する。

局ごとENUMサーバ投資額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{メタルIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット単価} \\
 &\quad + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(ENUM相当分)} \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \\
 &\quad \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \\
 &+ (\text{メタルIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット当たりソフトウェア単価} \\
 &\quad + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(ENUM相当分)} \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット}
 \end{aligned}$$

	<p style="text-align: center;">トソフトウェア単価 +ENUMクエリ数×ENUMクエリ当たりソフトウェア単価) ×(1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
DNSサーバ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。</p> <p>(3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとDNSサーバ投資額</p> $ \begin{aligned} &= (\text{メタルIP音声系DNSサーバユニット数} \times \text{DNSユニット単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)} \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \\ &\quad \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \\ &+ (\text{メタルIP音声系DNSサーバユニット数} \times \text{DNSユニット当たりソフトウェア単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット} \end{aligned} $

	<p style="text-align: center;">数(DNS相当分)×ENUM・DNS共通サーバユニット ソフトウェア単価 +DNSクエリ数×DNSクエリ当たりソフトウェア単 価) ×(1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの巨長kmを算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km及び対kmを算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmは、局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系架空メタルケーブル延長km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線巨長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線巨長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。</p>

ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。

ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。

(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。

(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長km及び対kmを算定する。

(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系架空メタルケーブル延長km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。

局ごと種別ごとメタルケーブル投資額

＝当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架空メタルケーブル対km単価

＋当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル延長km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価

	<p>+当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価</p> <p>+当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>
加入系光ケーブル	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの互長kmを算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、收容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 收容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線互長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線互長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルの</p>

	<p>いずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> <p>=メタルIP音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価</p> <p>+メタルIP音声系加入系架空光ケーブル延長km×(加入系架空光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価)</p> <p>+メタルIP音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価</p> <p>+メタルIP音声系加入系地下光ケーブル延長km×(加入系地下光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価)</p>
中継系光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、当該収容局のCWDMユニット数にCWDM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのループに</p>

ついて、コア局渡りCWDMユニット数にCWDM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。

- (3) ループごとに、(1)及び(2)で算定した心線数を合計したものを当該ループのCWDM心線数とする。
- (4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心線数とする。
- (5) (3)のCWDM心線数、(4)のPTNリング心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。
- (6) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。
- (7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。
- (8) (7)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。
- (9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごと光ケーブル投資額</p> <p>=メタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km×中継系架空光ケーブル心km単価</p> <p>+メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長km×中継系架空光ケーブル延長km単価</p> <p>+メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km×中継系地下光ケーブル心km単価</p> <p>+メタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケーブル延長km単価</p>
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心km及び有中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無中継海底光ケーブル条数とする。</p> <p>(4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との</p>

差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。

(5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長kmとする。

(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km(それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からそれぞれデータ系サービスに係るもの及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系有中継海底光ケーブル心km、メタルIP音声系有中継海底光ケーブル延長km、メタルIP音声系無中継海底光ケーブル心km及びメタルIP音声系無中継海底光ケーブル延長kmとする。

2 投資額の算定

次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。

ループごと海底光ケーブル投資額

=メタルIP音声系有中継海底光ケーブル心km

×(有中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心km当たり漁業補償費)

+メタルIP音声系有中継海底光ケーブル延長km

×有中継海底光ケーブル延長km当たり単価

+メタルIP音声系無中継海底光ケーブル心km

×(無中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心km当たり漁業補償費)

+メタルIP音声系無中継海底光ケーブル延長km×無中継

海底光ケーブル延長km当たり単価	
海底中間中継伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間で有中継海底光ケーブルを使用する場合には区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(3) (1)の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を1ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとに心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> <p style="padding-left: 80px;">＝メタルIP音声系海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送装置単価</p> <p style="padding-left: 40px;">局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額</p>

	<p style="text-align: center;">＝メタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数×海底 中間中継伝送装置用給電装置単価</p>
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の変復調回線切替装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を変復調回線切替装置架数とし、(1)の無線送受信装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を無線送受信装置架当たりユニット数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無線送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数、メタルIP音声系変復調回線切替装置架数、メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数及びメタルIP音声系無線送受信装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> <p style="text-align: center;">＝メタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数×変復調回</p>

	<p>線切替装置ユニット単価</p> <p>+メタルIP音声系変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架・共通部単価</p> <p>+メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価</p> <p>+メタルIP音声系無線送受信装置架数×無線送受信装置架・共通部単価</p>
<p>インタフェース変換装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mバス数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したものに(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置インタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のインタフェース変換装置インタフェース数をインタフェース変換装置1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものに(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置ユニット数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタルIP音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインタフェース変換装置投資額</p> <p>=メタルIP音声系インタフェース変換装置ユニット数×イン</p>

	<p>タフェース変換装置ユニット単価</p> <p>+メタルIP音声系インタフェース変換装置インタフェース数×インタフェース変換装置インタフェースポート単価</p>
無線アンテナ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に1経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額=メタルIP音声系無線アンテナ数×アンテナ単価</p>
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を最大アンテナ搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について</p>

	<p>て当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額</p> $= \text{メタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価} \\ + \text{メタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}$
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数にチャンネル切上単位(52M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。</p> <p>(2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置(この項において「TDMA装置」という。)架当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をTDMA装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局1局ごとに衛星アンテナ数は1組とし、本土側地球局1局ごとに衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系トランスポンダ数、メタルIP音声系TDMA装置架数、メタルIP音声系衛星送受信装置架数、メタルIP音声系衛星アンテナ数及びメタルIP音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局に</p>

	<p>ついて当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \text{メタルIP音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価}$ $+ \text{メタルIP音声系TDMA装置架数} \times \text{TDMA装置架単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}$
加入系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> $\text{局ごと加入系電柱投資額} = \text{メタルIP音声系加入系電柱本数} \times \text{電柱単価} \times \text{電柱共架率}$
中継系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>ループごとに、中継系管路亘長km(離島設備の適用区間を除く。)に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。</p> $\text{ループごと中継系電柱投資額} = \text{メタルIP音声系中継系電柱本数} \times \text{電柱単価}$

加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路亘長kmとする。</p> <p>(2) (1)の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。</p> <p>(3) 局ごとに、加入系管路条km及び加入系管路亘長kmから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。</p> <p>(4) (3)の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条km、メタルIP音声系加入系管路亘長km及びメタルIP音声系インナーパイプ延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと加入系管路投資額</p> $= \text{メタルIP音声系加入系管路条km} \times (\text{加入系管路条km当たり単価} + \text{管路条km当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{メタルIP音声系加入系管路亘長km} \times \text{加入系管路亘長km当たり単価}$ $+ \text{メタルIP音声系インナーパイプ延長km} \times \text{インナーパイプ延長km当たり単価}$
-------	--

中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路互長kmとする。</p> <p>(2) 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、これに中継系管路互長kmを乗じたものを中継系管路条kmとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した中継系管路条km及び中継系管路互長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時間帯比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系管路条km及びメタルIP音声系中継系管路互長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額</p> $= \text{メタルIP音声系中継系管路条km} \times (\text{中継系管路条km当たり単価} + \text{管路条km当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{メタルIP音声系中継系管路互長km} \times \text{中継系管路互長km当たり単価}$
加入系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路互長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路互長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路互長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線</p>

	<p>及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系中口径管路互長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額 $= \text{メタルIP音声系加入系中口径管路互長km} \times \text{中口径管路互長kmあたり単価}$</p>
中継系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した中口径管路互長kmを管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごと中口径管路互長kmとする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと中口径管路互長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系中口径管路互長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系中口径管路投資額 $= \text{メタルIP音声系中継系中口径管路互長km} \times \text{中口径管路互長kmあたり単価}$</p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路互長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝互長kmとする。</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝互長kmに加入系管路条数比率を乗じたもの</p>

	<p>からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系共同溝互長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額</p> $= \text{メタルIP音声系加入系共同溝互長km} \times \text{共同溝互長km 当たり単価}$
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した共同溝互長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごと共同溝互長kmとする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと共同溝互長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系共同溝互長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系共同溝投資額</p> $= \text{メタルIP音声系中継系共同溝互長km} \times \text{共同溝互長km 当たり単価}$
加入系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路互長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道互長kmとする。</p> <p>(2) 局ごとに、とう道互長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び</p>

	<p>光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系とう道亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額</p> $= \text{メタルIP音声系加入系とう道亘長km} \times (\text{とう道亘長km} \text{ 当たり単価} + \text{とう道亘長km} \text{ 当たり災害対策増分単価})$
中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごととう道亘長kmとする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごとループごととう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系とう道亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系とう道投資額</p> $= \text{メタルIP音声系中継系とう道亘長km} \times (\text{とう道亘長km} \text{ 当たり単価} + \text{とう道亘長km} \text{ 当たり災害対策増分単価})$
電線共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配</p>

	<p>線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系電線共同溝延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額</p> $= \text{メタルIP音声系電線共同溝延長km} \times \text{電線共同溝延長km当たり単価}$
自治体管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系自治体管路延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>
情報ボックス	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除</p>

	<p>したものを当該局のメタルIP音声系情報ボックス延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
空調設備	<p>1 RT-BOX(収容局(メタル回線収容装置架数及びFTTH架数(OLT及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。))の合計が3以下で、かつ、共用架数が1以下のものに限る。)又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定</p> <p>空調設備は、RT-BOXの局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。</p> <p>2 RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大)又は空調設備(小))を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(電力容量比により算定するものとする。)を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごとメタルIP音声系空調設備台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと空調設備投資額</p> $= \text{メタルIP音声系空調設備(大)台数} \times \text{空調設備(大)1台当たり単価} \\ + \text{メタルIP音声系空調設備(小)台数} \times \text{空調設備(小)1台当たり単価}$
電力設備(整流装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局(相互接続局、コア局及び収容局(緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。))をいう。以下同じ。)</p>

	<p>及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に整流器予備ユニット数を加えたものを整流装置1系統当たり整流器ユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たり整流器ユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整流装置1系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局のメタルIP音声系整流装置基本部数、メタルIP音声系整流装置増設架数及びメタルIP音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系整流装置基本部数} \times \text{整流装置基本部単価} \\ + \text{メタルIP音声系整流装置増設架数} \times \text{整流装置増設架単価} \\ + \text{メタルIP音声系整流器ユニット数} \times \text{整流器ユニット単価}$
電力設備(直流変換電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流</p>

	<p>の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額 $= \text{直流変換電源装置架数} \times \text{直流変換電源装置架当たり単価}$</p>
電力設備(交流無停電電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(100V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)の台数を1とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)の台数を1とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとの交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメ</p>

	<p>タルIP音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額及び規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額 =当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)台数 ×当該規格交流無停電電源装置(100V)単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額 =当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)台数 ×当該規格交流無停電電源装置(200V)単価</p>
電力設備(蓄電池)	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の整流装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該整流装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置(100V)用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(直</p>

近上位規格)の組数を1とする。

(3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(200V)の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。

(4) (1)から(3)までで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数とする。

2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。

(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数が

	<p>らデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置(100V)用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置(200V)用蓄電池投資額及び規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>規格ごと整流装置用蓄電池投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">=当該規格メタルIP音声系整流装置用蓄電池組数×当該規格整流装置用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置(100V)用蓄電池投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">=当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置(100V)用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置(200V)用蓄電池投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">=当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置(200V)用蓄電池単価</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">=当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価</p>
電力設備(受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置(200V)を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p>

	<p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置(最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の受電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置(直近上位規格)を選定し、当該受電装置(直近上位規格)の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、メタルIP電話相当分の所要電力容量により算定した受電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量当たり単価}$
電力設備(発電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置(200V)を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装</p>

	<p>置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量で除したものに(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置(直近上位規格)台数を選定し、当該発電装置(直近上位規格)の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、メタルIP電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり単価} + \text{発電装置単位容量当たり停電対策増分単価})$
電力設備(小規模局用電源装置)	<p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT-BOX以外の小規模局用)の1台当たり最大電流で除したものに(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置(RT-BOX以外の小規模局用)台数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系小規模局用電源装置(RT-BOX以外の小規模局用)台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)1台当たり最大電流で除したものに(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)の台数を1台とする。</p> <p>(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置(RT-BOX用)台</p>

	<p>数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置(RT-BOX用)台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置(RT-BOX以外の小規模局用)投資額及び規格ごと小規模局用電源装置(RT-BOX用)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>小規模局用電源装置(RT-BOX以外の小規模局用)投資額 $= \text{メタルIP音声系小規模局用電源装置(RT-BOX以外の小規模局用)台数} \times \text{小規模局用電源装置(RT-BOX以外の小規模局用)単価}$</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置(RT-BOX用)投資額 $= \text{当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置(RT-BOX用)台数} \times \text{当該規格小規模局用電源装置(RT-BOX用)単価}$</p>
電力設備(可搬型発動発電機)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p>(2) 可搬型発動発電機所要容量を小規模局ごとの総電流比により配賦したものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発動発電機投資額 $= \text{メタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量} \times \text{可搬型発動発電機単位容量当たり単価}$</p>

機械室建物	<p>1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからスまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア メタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>イ CSの架数及びCS用DBの架数に、それぞれ当該設備の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</p> <p>ウ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</p> <p>エ 衛星通信設備のTDMA装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</p> <p>オ 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>キ SBCの架数、ENUMサーバの架数、DNSサーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架当たり面積を乗じたもの</p> <p>ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの</p> <p>ケ 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの</p> <p>コ 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの</p> <p>サ オペレーション設備の所要面積</p> <p>シ 共用架搭載設備(メタル回線収容装置用L2SW、音声収容ルー</p>
-------	--

タ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、開門系ルータ及び相互接続局用L2SW)ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの

ス メタル回線収容装置、光信号分離装置、OLT、CS、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のもの

(2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。

ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計

イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの

ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計

オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計

カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計

キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計

ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計

(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を当該局の空調設備面積とする。

- (4) 局ごとに、(1)クで算定した面積を当該局のケーブル室面積とする。
- (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを乗じ、建物付帯設備面積付加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。
- (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。
- (7) (1)から(6)までにおいて、メタルIP電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルIP音声系機械室建物面積とする。

2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定

RT-BOX数を1とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系RT-BOX数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。

(1) 局舎種別が複数階局の場合

局ごと機械室建物投資額

$$= \text{メタルIP音声系機械室建物面積} \times (\text{複数階局機械室建物建設単価} + \text{複数階局機械室建物災害対策増分単価})$$

(2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合

局ごと機械室建物投資額

$$= \text{メタルIP音声系機械室建物面積} \times \text{局舎種別ごと機械室建物建設単価}$$

(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合

局ごと機械室建物投資額

$$= \text{メタルIP音声系機械室建物面積} \times (\text{平屋局機械室建物建設単価} + \text{平屋局機械室建物災害対策増分単価})$$

	<p>(4) 局舎種別がRT-BOXの場合</p> <p>局ごと機械室建物投資額</p> <p style="text-align: center;">＝メタルIP音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>
機械室土地	<p>1 局舎種別の選定基準</p> <p>(1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。</p> <p>(2) その他の局(RT-BOXを除く。)の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。)及び保守コスト(施設保全費及び撤去費用の合計をいう。)の合計を比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>2 複数階局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) (1)の機械室土地面積から、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。</p> <p>3 平屋局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積(無線伝送装置を設置する場合に限る。)の合計を当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) (1)の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。</p> <p>4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定</p>

	<p>局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと機械室土地投資額 $= \text{メタルIP音声系機械室土地面積} \times (\text{固定資産評価額} \div \text{土地単価時点補正係数}) \times \text{土地単価時点補正係数}$</p>
監視設備(総合監視)	<p>監視設備(総合監視)投資額</p> <p>$= \text{ネットワーク設備}^{(注)} \text{投資額合計} \times \text{監視設備(総合監視)対投資額比率}$</p> <p>注 ネットワーク設備とは、附則別表第1第1に規定する設備区分に係る設備及び附則別表第1第2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。</p>
監視設備(収容局設備)	<p>監視設備(収容局設備)投資額</p> <p>$= (\text{音声収容ルータ投資額} + \text{共用収容ルータ投資額} + \text{メタル回線収容装置投資額} + \text{メタル回線収容装置用L2SW投資額} + \text{消防警察トランク投資額} + \text{警察消防用回線集約装置投資額}) \times \text{監視設備(収容局設備)対投資額比率}$</p>
監視設備(コア局設備)	<p>監視設備(コア局設備)投資額</p> <p>$= (\text{共用コアルータ投資額} + \text{コア局用L2SW投資額} + \text{CS投資額}) \times \text{監視設備(コア局設備)対投資額比率}$</p>
監視設備(伝送無線)	監視設備(伝送無線機械)投資額

機械)	$= (\text{伝送装置投資額} + \text{中間中継伝送装置投資額} + \text{無線伝送装置投資額} \\ + \text{インタフェース変換装置投資額} + \text{無線アンテナ投資額} + \text{無線鉄塔投資額} + \text{衛星通信設備投資額}) \\ \times \text{監視設備(伝送無線機械)対投資額比率}$
監視設備(市外線路)	$\text{監視設備(市外線路)投資額} \\ = \text{市外線路投資額(中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計)} \\ \times \text{監視設備(市外線路)対投資額比率}$
監視設備(市内線路)	$\text{監視設備(市内線路)投資額} \\ = \text{市内線路投資額(加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計)} \\ \times \text{監視設備(市内線路)対投資額比率}$
共通用建物	$\text{共通用建物投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{共通用建物対投資額比率}$
共通用土地	$\text{共通用土地投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{共通用土地対投資額比率} \times \text{共通用土地単価補正係数}$
構築物	$\text{構築物投資額} \\ = (\text{機械室建物投資額} + \text{共通用建物投資額}) \times \text{構築物対投資額比率}$
機械及び装置	$\text{機械及び装置投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{機械及び装置対投資額比率}$
車両	$\text{車両投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{車両対投資額比率}$
工具、器具及び備品	$\text{工具、器具及び備品投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{工具、器具及び備品対投資額比率}$
無形固定資産	$\text{無形固定資産投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{無形固定資産(ソフトウェア以外)対投資額比率}$

公衆電話機端末	公衆電話機端末投資額 ＝アナログ公衆電話機端末数×アナログ公衆電話機単価 ＋デジタル公衆電話機端末数×デジタル公衆電話機単価
---------	--

附則別表第3
(附則第3条關係)

附則別表第3(附則第3条関係)

第1 固定資産明細表

	音	共	メ	メ	消	警	き	主	光	共	コ	伝	中	CS	関	相	SB	E	D	メ	加	中
	声	用	タ	タ	防	察	線	配	ケ	用	ア	送	間		門	互	C	N	NS	タ	入	継
	収	収	回	回	警	消	点	線	ー	コ	局	装	中		系	続		U	サ	ル	系	系
	容	容	線	線	察	防	遠	盤	ブ	ル	用	置	継		ル	局		M	ー	ケ	光	光
	ル	ル	収	収	ト	用	隔		ル	成	タ		伝		タ	用		サ	バ	ー	ケ	ケ
	一	一	容	容	ラ	回	収		端	架			送		L2			ー	バ	ブ	ー	ー
	タ	タ	装	装	ン	線	集		約				装		S			バ		ル	ブ	ル
			置	置	ク	集	約		装				置		W							
			用	用		装	置															
			L2	L2																		
			S	S																		
			W	W																		
正	定																					
味	額																					
固	法																					
定																						
資	定																					
産	率																					
価	法																					
額																						

海	海	無	イ	無	無	衛	加	中	加	中	加	中	加	中	加	中	電	総	ア	ア	公
底	底	線	ン	線	線	星	入	継	入	継	入	継	入	継	入	継	線	合	ナ	ナ	衆
光	中	伝	タ	ア	鉄	通	系	系	系	系	系	系	系	系	系	共	デ	ジ	ロ	ロ	電
ケ	間	送	フ	ン	塔	信	電	電	管	管	管	管	管	管	管	同	ジ	タル	グ	グ	話
ー	中	装	エ	テ	設	設	柱	柱	路	路	路	路	路	路	路	溝	タル	局	局	局	機
ブ	継	置	ナ	ス	備	備										溝	局内	局内	局内	端	
ル	伝		ス													道	回線	回線	回線	末	
																道	終端	共通	共通		

	送	変								路	路							装	線	部	
	装	換																置	収		
	置	装																部	容		
																			部		

空	電	電	電	電	電	電	電	電	機	機	監	監	監	監	監	監	共	共	構	機	車	工	無
調	力	力	力	力	力	力	力	力	械	械	視	視	視	視	視	視	通	通	築	械	両	具	形
設	設	設	設	設	設	設	設	設	室	室	設	設	設	設	設	用	用	物	及	及	器	固	
備	備	備	備	備	備	備	備	備	建	土	備	備	備	備	備	建	土	地	び	び	具	定	
	(整	(直	(交	(蓄	(受	(発	(小	(可	物	地	(総	(収	(コ	(伝	(市	(市	物		置	及	及	資	
	流	流	流	電	電	電	規	搬			合	容	ア	送	外	内			置	及	及	産	
	装	變	無	池	装	装	模	型			監	局	局	無	線	線			置	及	及	品	
	置)	換	停		置)	置)	局	発			視)	設	設	線	路)	路)							
		電	電				用	動						機									
		源	源				電	電						械)									
		装	装				源	機)															
		置)	置)				装	置)															

第2 固定資産帰属明細表

	音	共	メ	メ	消	警	き	主	光	共	コ	伝	中	CS	関	相	S	E	D	メ	加
	声	用	タ	タ	防	察	線	配	ケ	用	ア	送	間		門	互	B	N	N	タ	入
	収	収	回	回	防	消	点	線	ー	コ	局	装	中		系	接	C	U	S	ル	系
	容	容	線	線	防	防	遠	盤	ブ	局	用	置	継		ル	続		M	ー	ケ	光
	ル	ル	収	収	用	用	隔		ル	用	L2		伝		ー	局	サ	バ	ケ	ケ	ケ
	ー	ー	容	容	回	回	収		成	タ	S		送		タ	用	ー	ー	ー	ー	ー
	タ	タ			線	線	容		端	タ	W		装		L2		バ	バ	バ	バ	バ

コアルー																					
タとの間に設置されるものの																					
SIPサーバ																					
関門系ルー																					
タ																					
セッション																					
ボーダコン																					
トローラ																					
ENUMサ																					
サーバ																					
IP電話用																					
DNSサ																					
サーバ																					
公衆電話機																					

中継系光ケーブル	海底光ケーブル	海底中間ケーブル	無線伝送装置	インタフェース変換装置	無線アンテナ	無線鉄塔設備	衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	総合デジタル通信局内回線終	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共通部	公衆電話機端末	空調設備
----------	---------	----------	--------	-------------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	----------	----------	--------	--------	--------	--------	-------	---------------	-------------	----------------	---------	------

装 置)	源 装 置)				源 装 置)	電 機)																

(記載上の注意)

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。

附則別表第4
(附則第3条關係)

附則別表第4(附則第3条関係)

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	$\frac{((\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数}) \times \text{法定耐用年数} + \text{除去損}}{\text{経済的耐用年数}}$ <p>土地は、減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。</p>
通信設備使用料	<p>(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの</p> <p>伝送路数×専用線料金単価</p> <p>(2) 都道府県区域間伝送路に係るもの</p> <p>都道府県区域間伝送路の最繁時帯域(メタルIP電話に係るものに限る。)</p> <p>×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価</p>
固定資産税	<p>定率法正味固定資産価額×固定資産税率</p> <p>定率法正味固定資産価額は、附則別表第2に定める算出式により算定する。</p>
施設保全費	<p>(1) 加入系線路に係るもの</p> <p>設備延長km×1km当たりの施設保全費+加入者数×1加入者当たり施設保全費</p> <p>(2) 中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備(市外線路)及び監視設備(市内線路)に係るもの</p> <p>設備延長km×1km当たりの施設保全費</p> <p>(3) 管路、中口径管路、共同溝及びとう道に係るもの</p> <p>設備延長km×1km当たりの施設保全費</p> <p>(4) 公衆電話機に係るもの</p> <p>公衆電話機台数×1台当たりの施設保全費</p> <p>(5) 上記以外のもの</p> <p>投資額×施設保全費対投資額比率</p>
道路占用料	<p>(1) 電柱に係るもの</p> <p>電柱本数×電柱1本当たり道路占用料</p>

	<p>(2) 管路、中口径管路及びとう道に係るもの 設備亘長km×1km当たり道路占用料</p> <p>(3) 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長km×1km当たり道路占用料</p> <p>(4) き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置1ユニット当たり道路占用料</p> <p>(5) 公衆電話機に係るもの 公衆電話機台数×公衆電話機1台当たり道路占用料</p>
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費＋通信設備使用料＋固定資産税＋施設保全費＋道路占用料＋撤去費用
管理共通費	(施設保全費＋試験研究費)×管理共通費比率
緊急通報用専用線	Σ {緊急通報用専用線回線数(距離帯別)×音声伝送専用線月額基本回線料(距離帯別)×12}×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×第一号基礎的電気通信役務対象通信比率

第2 共通費等の配賦基準

区分	帰属対象設備	配賦基準	
試験研究費	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	直接費比	
管理共通費	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比	
監視設備	総合監視	収容局以上の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	収容局設備	収容局の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	コア局設備	コア局の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アン	資本コスト＋保守コストの合計額比

		テナ、衛星通信設備及びインタフェース変換装置	
	市外線路	中継系光ケーブル、海底光ケーブル及び海底中間中継伝送装置	資本コスト+保守コストの合計額比
	市内線路	メタルケーブル及び加入系光ケーブル	資本コスト+保守コストの合計額比
共通用建物		附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費の合計額比
共通用土地		附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費の合計額比
構築物		附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	機械室土地建物及び共通用土地建物の資本コスト+保守コストの合計額比
機械及び装置		附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費の合計額比
車両		附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
工具、器具及び備品		附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費の合計額比
無形固定資産		附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額比
空調設備		音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閥門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、	電力容量比

		DNSサーバ及びオペレーション設備	
電力設備	整流装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバ	電流比
	蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	電流比
	交流無停電電源装置	音声収容ルータ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、関門系ルータ、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	電流比
	受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ	電力容量比

	<p>タ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</p>	
発電装置	<p>音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</p>	電力容量比
小規模局用電源装置	<p>音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備</p>	電流比
小規模局用蓄電池	<p>音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル</p>	電流比

	回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
可搬型発動発電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電流比
直流変換電源装置	消防警察トランク及び警察消防用回線集約装置	電流比
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、関門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	面積比
機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、	面積比

無線伝送装置、無線鉄塔、インタ フェース変換装置、衛星通信設 備、関門系ルータ、相互接続局用 L2SW、SBC、ENUMサーバ、 DNSサーバ及びオペレーション 設備
--

注 資本コスト＝減価償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使
用料＋固定資産税

保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

附則別表第 5
(附則第 3 条關係)

附属設備の施設保全費																			
附属設備の撤去費用																			
試験研究費																			
管理共通費																			
設備区分ごとの費用合計																			

注 第一種公衆電話機に係るものについて記載すること。

附 則（令和五年六月二日総務省令第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

附 則（令和五年八月二八日総務省令第六五号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第四条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（以下「令和二年改正省令」という。）附則第二条の表以外の部分の改正規定、同条の表第五条第一項の項下欄の改正規定（「第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項）を「第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項）に改める部分に限る。）及び令和二年改正省令附則別表第一から附則別表第五までの改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 4 令和五年度中に提供された第一号基礎的電気通信役務（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十四条第一号イ並びに第四号イ及びロに規定するものを除く。）の提供に係る補填対象額の算定にあつては、この省令の規定（第四条中令和二年改正省令附則第二条の表以外の部分の改正規定、同条の表第五条第一項の項下欄の改正規定（「第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項）を「第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項）に改める部分に限る。）及び令和二年改正省令附則別表第一から附則別表第五までの改正規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一種算定規則」という。）第六条第一項に規定する原価及び収益の額（旧施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）、第一種算定規則第七条第三号及び第四号に規定する通信量の割合並びに第一種算定規則第十三条に規定する通信量等の記録については、令和五年四月一日から同年十二月三十一日までの間にされた第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものとし、この省令による改正前の第一種算定規則第八条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前年度」とあるのは「令和五年四月一日から同年十二月三十一日まで」とする。
- 5 第一種交付金の額を算定する前年度の末日のワイヤレス固定電話加入者回線（電気通信事業法施行規則第十四条第四号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線をいう。）の数が五千未満の場合の補填対象額の算定にあつては、第二条中第一種算定規則第二条第四号の改正規定及び第四条中令和二年改正省令附則第二条の表第二条の項の改正規定（「次号において「合算算定対象加入者回線」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。」に改める部分、「第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」に改める部分及び「第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」に改める部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二九日総務省令第三一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1(第4条関係)

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (名称及び代表者の氏名を記載する
こと。)

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 第一種交付金の額
注 第一種適格電気通信事業者ごとに記載すること。
- 2 交付方法

様式第2(第28条関係)

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (名称及び代表者の氏名を記載する
こと。)

電気通信事業法第110条第2項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 第一種負担金の額
注 接続電気通信事業者等ごとに記載すること。
- 2 徴収方法

別表第1(第6条関係)

法第108条第1項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

		収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					
3 施行規則第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					
合計						

注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者であるものを除く。)が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた第一種適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとする。

2 収益の額は、施行規則第14条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原

価で除して得た数値に、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

3 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

4 接続料規則第11条(第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。)、第12条(第5項の規定を除く。)&第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(即ち電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。)
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第11条第2項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
第11条第3項	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
	法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて
第11条第4項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門及び設備利用部門

	第一種指定電気通信設備	設備管理部門及び設備利用部門
第11条第5項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第12条第1項及び第13条第1項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

- 5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 6 2の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第2号に掲げる第一種公衆電話機の一台中当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台中当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。

別表第1の2（第6条関係） 第7条第5号に規定する事項

別表第1の2(第6条関係) 第7条第5号に規定する事項

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
1 施行規則第14条第2号イに掲げるもの				
2 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの				
合計				

注1 他人資本費用の額は、次の式により計算すること。

$$\text{当該役務の細目に係るレートペース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

2 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定すること。

3 当該役務に係るレートペースの額は、次に掲げる式により計算すること。

$$\text{当該役務に係るレートペース} = (\text{当該役務の提供に係る正味固定資産価額} \times (1 + \text{繰延資産比率} + \text{投資等比率} + \text{貯蔵品比率}) + \text{運転資本}) \times \text{原価及び利潤の算定期間}$$

4 正味固定資産価額は、電気通信事集会計規則第5条第1項に基づき作成した固定資産等明細表の差引期末残高を基礎として、算定された額とする。

5 繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第2様式第2に記載された指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産(指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。)の額の占める比率並びに電気通信事集会計規則別表第2様式第1に記載された固定資産の額から同表様式第1に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定すること。

6 運転資本の額は、次に掲げる式により計算すること。

$$\text{運転資本} = \text{対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)} \times (\text{算定対象電気通信役務の提供から当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金の収納までの平均的な日数} / \text{三百六十五日})$$

7 他人資本利率は、社債、借入金及びリース債務(以下「有利子負債」という。)に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとすること。

8 有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負

債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定すること。

- 9 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とすること。
- 10 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。
自己資本費用＝第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額(当該役務の提供に係るものに限る。)×自己資本比率×自己資本利益率
- 11 自己資本比率は、一から他人資本比率を差し引いたものとする。
- 12 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この別表において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすること。
期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×(他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)
- 13 β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とすること。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。
- 14 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。
利益対応税＝(自己資本費用＋第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額(当該役務の提供に係るものに限る。))×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率×利益対応税率
- 15 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定すること。
- 16 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とすること。

別表第2（第6条関係）

別表第2(第6条関係)

第7条第1号及び第2号に規定する事項

第一種適格電気通信事業者名

年度分

都道府県	単 位 料 金 域 区	局	アナログ加入者回線数		加入者回線 単価	緊急通報役 務原価
				うちワイヤレス 固定電話回線数		

注 収容局ごとに、緊急通報役務原価の欄には、第5条第1項第2号に規定する原価を記載すること。

別表第2の2(第6条関係)

第7条第3号及び第4号に規定する割合

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分

単位料金区域	第7条第4号に規定する割合()

注 市内通信及び離島特例通信ごとに記載することとし、()内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。

加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由しないもの)	公衆電話自動一金区通信回数	公衆電話自動一金区通信回数	デジタル公衆電話自動一金区通信回数	デジタル公衆電話自動一金区通信時間
公衆電話通話時間	デジタル公衆電話通話時間	電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	自ユニット折返し比率	第一種公衆電話度数比率	

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録することとし、公衆電話通話時間及びデジタル公衆電話通話時間は再掲として記録すること。

2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

3 同一単位料金区域内通信回数の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通 信 量 記 録		年度分	
項 目 名	数 値	単 位	
平均保留時間(電話)		秒	
平均保留時間(総合デジタル通信サービス)		秒	
1呼当たり信号数(電話)		信号/呼	
1呼当たり信号数(総合デジタル通信サービス)		信号/呼	

第2

第1表

回線数記録								
都道府県別回線数								
年度末現在								
都道府県	低速専用線二線式回線数	低速専用線四線式回線数	高速メタル専用線回線数	高速光専用線回線数	ATMデータ伝送回線数	ATM専用線一心式回線数	ATM専用線二心式回線数	ワイヤレス固定電話回線数

注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。)であって二線式のものにつき記録することとし、低速専用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線(専用役務の

うち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。)であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

2 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

第2表

回線数記録									
単位料金区域別回線数等									
年度末現在									
単 料 区	位 金 域	住宅用加 入電話回 線数	事務用加 入電話回 線数	低速専用 線回線数	高速専用 線回線数	第一種公 衆電話回 線数	第一種デ ジタル公 衆電話回 線数	第二種公 衆電話回 線数	第二種デ ジタル公 衆電話回 線数
		住宅用第 一種総合 デジタル 通信サー ビス回線 数	事務用第 一種総合 デジタル 通信サー ビス回線 数	第二種総 合デジタル 通信サー ビス回線 数	低速専用 線加入者 交換機折 返し比率	高速専用 線加入者 交換機折 返し比率	A T M データ伝 送加入者 交換機折 返し比率	A T M 専 用線加入 者交換機 折返し比 率	

- 注1 住宅用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において住宅用と規定するものにつき記録することとし、事務用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において事務用と規定するものにつき記録すること。
- 2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。
- 3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等あらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。
- 4 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数及び事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第一種総合デジタル通信サービスと規定するサービスにつき記録することとし、第二種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第二種総合デジタル通信サービスと規定するサービスにつき記録すること。

第3表

回線数記録 局別回線数				
年度末現在				
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数

注 ADSL地域IP回線数の欄には第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表

回線数記録 緊急通報専用線接続方式局別回線数			
年度末現在			
警察機関回線数			
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	専用回線回線数
消防機関回線数			
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	専用回線回線数

第5表

回線数記録 緊急通報総合デジタル通信サービス接続方式局別回線数	
年度末現在	
警察機関回線数	
都 道 府 県	総合デジタル通信サービス回線回線数
消防機関回線数	
都 道 府 県	総合デジタル通信サービス回線回線数
海上保安機関回線数	

都 道 府 県	総合デジタル通信サービス回線回線数

第6表

回線数記録 中継伝送専用機能に係る回線数				年度末現在
相互接続点の帰属する中継交換機等設置局	加入者交換機設置局	接続事業者	回線数	

第7表

回線数記録 中継伝送共用機能に係る回線数			年度末現在
相互接続点の帰属する中継交換機等設置局	接続事業者	回線数	

第3

信号伝送機能の利用回数			年度分
項 目 名	数 値	単 位	
1通信当たり信号数		信号／通信	
総信号数		億信号	

別表第5（第15条関係）

第1 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	主配線盤 光ケーブル成端架 メタルケーブル 端末系伝送路設備に属する部分に限る。 端末系伝送路設備に属する部分に限る。 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）
加入系光ケーブル	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。） 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系電柱	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系中口系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系共同溝	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系とう道	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
電線共同溝	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
自治体管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
情報ボックス	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易

	総合デジタル通信局内回線終端装置	遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。） 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）
加入者交換機（端末系伝送路設備、中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）	加入者交換機 加入者交換回線収容装置 局設置遠隔収容装置 消防警察トランク 警察消防用回線集約装置 光ケーブル成端架 伝送装置 中間中継伝送装置 クロック供給装置 中継系光ケーブル 海底光ケーブル 海底中間中継伝送装置 無線伝送装置 無線アンテナ 無線鉄塔 衛星通信設備 中継系電柱 中継系管路 中継系中口径管路 中継系共同溝 中継系とう道	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置、アナログ・デジタル回線共通部及び加入者交換回線収容装置を除く。 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。 加入者交換機に属する部分のうち、中継系光ケーブル（局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び加入者交換機～中継交換機間に設置するもの）を収容するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置 加入者交換機 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	アナログ局内回線収容部 アナログ・デジタル回線共通部 局設置簡易遠隔収容装置 き線点遠隔収容装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。） 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。） アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。

	中継系共同溝	局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの
	中継系とう道	局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
中継交換機(中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装置等を含む。)	中継交換機 中継交換回線収容装置 クロック供給装置 光ケーブル成端架	中継交換回線収容装置を除く。 中継交換機 中継交換機に属する部分に限る。
中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの(中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)及び加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの(加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	伝送装置 中間中継伝送装置 クロック供給装置 中継系光ケーブル 海底光ケーブル 海底中間中継伝送装置 無線伝送装置 無線アンテナ 無線鉄塔 衛星通信設備 中継系電柱 中継系管路 中継系中口径管路 中継系共同溝 中継系とう道	加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	信号用中継交換機	
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話端末に限る。

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 加入者交換機 中継交換機 電送無線機械 市外線路 市内線路
共用建物	共用建物
共用土地	共用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産	交換機ソフトウェア その他無形固定資産

別表第6（第15条・第17条の2関係） 正味固定資産価額算定方法

別表第6(第15条・第17条の2関係) 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim \text{経済的耐用年数}}$ (定額法正味固定資産価額(n)) ÷ 経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額(n) = (期首定額法正味固定資産価額(n) + 期末定額法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定額法正味固定資産価額(n) = MAX { 投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1), 最低残存価額 }

期末定額法正味固定資産価額(n) = MAX { 投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n, 最低残存価額 }

定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim \text{経済的耐用年数}}$ (定率法正味固定資産価額(n)) ÷ 経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額(n) = (期首定率法正味固定資産価額(n) + 期末定率法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定率法正味固定資産価額(n) = MAX { 投資額 × (1 - 償却率)ⁿ⁻¹, 投資額 × 最低残存率 }

期末定率法正味固定資産価額(n) = MAX { 投資額 × (1 - 償却率)ⁿ, 投資額 × 最低残存率 }

償却率 = 1 - (残存率)^{1 ÷ 法定耐用年数}

残存率 = 0.1とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話・総合デジタル通信サービスの局別総収容回線数(以下「局別収容回線数」という。)から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p>

2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定

- (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。
- (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。
- (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間の伝送路距離を考慮して局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。

3 設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。

- (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁忙時呼量とし、その最繁忙時呼量の合計を当該局の最繁忙時呼量とし、最繁忙時呼量を加入者交換機の最大処理最繁忙時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の最繁忙時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁忙時総呼数とし、その最繁忙時総呼数の合計を当該局の最繁忙時総呼数とし、最繁忙時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁忙時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数、及び混在収容時効率低下係数で除したもの(1に満たない

	<p>端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向52Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額＝加入者交換機ユニット数 ×加入者交換機ユニット当たり単価 ＋回線共通投資額 ＋加入者交換機直収電話端子数 ×加入者交換機直収アナログ電話回線単価 ＋加入者交換機直収総合デジタル通信端子数 ×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価 ＋最繁時総呼数×最繁時総呼数単価 ＋最繁時呼量投資額 ＋対向局設置遠隔収容装置ユニット数 ×局設置遠隔収容装置対向基本部単価 ＋局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス数 ×局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス単価 ＋加入者交換機中継52Mパス数 ×加入者交換機中継52Mパス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p>局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専</p>

	<p>用線及び光地域IP回線(当該光地域IP回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。)以外の回線を含まないこと。</p> <p>イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額＝局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p style="padding-left: 40px;">＋局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数 ×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p style="padding-left: 40px;">＋局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数 ×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p> <p style="padding-left: 40px;">＋回線収容部投資額</p> <p style="padding-left: 40px;">＋中継インタフェース部投資額</p>
局設置簡易遠隔収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔収容装置のユニット数を1とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の(1)及び(2)の算定式により、前項の規定に基づく局ごとのユニット数を用いて求めた局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局の局設置簡易遠隔収容装置投資額として、全ての局の局ごと局設置</p>

	<p>簡易遠隔収容装置投資額を合算し、局設置簡易遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額</p> $= (\text{局設置簡易遠隔収容装置ユニット数} \\ \times \text{局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価} \\ + \text{専用線ユニット単価}) \\ \times (\text{局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数} \\ \div (\text{局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数} \\ + \text{局設置簡易遠隔収容装置収容専用回線数})) \\ + \text{局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数} \\ \times \text{局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価} \\ + \text{局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価} \\ + \text{回線収容部投資額}$ <p>(2) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額</p> $= \text{局設置簡易遠隔収容装置ユニット数} \\ \times \text{局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価} \\ + \text{局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数} \\ \times \text{局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価} \\ + \text{局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価} \\ + \text{回線収容部投資額}$
<p>き線点遠隔 収容装置</p>	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。</p> <p>なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率(県、調査区) = 世帯数(県、調査区)</p>

	<p style="text-align: center;">÷ 総世帯数(調査区)</p> <p>就業者自県案分率(県、調査区) = 就業者数(県、調査区)</p> <p style="text-align: center;">÷ 総就業者数(調査区)</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数 = 局ごと住宅用加入電話契約回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 調査区ごと世帯数の局ごと合計</p> <p style="text-align: center;">× 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数 = 局ごと事務用加入電話契約回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 調査区ごと就業者数の局ごと合計</p> <p style="text-align: center;">× 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p style="text-align: center;">= 単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計</p> <p style="text-align: center;">× 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p style="text-align: center;">= 単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計</p> <p style="text-align: center;">× 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p style="text-align: center;">= 単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計</p> <p style="text-align: center;">× 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(6) 第一種公衆電話回線数 = 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率</p> <p>(7) 第一種デジタル公衆電話回線数</p> <p style="text-align: center;">= 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率</p> <p>(8) 第二種公衆電話回線数 = 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数</p> <p style="text-align: center;">÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計</p>
--	--

- ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (9) 第二種デジタル公衆電話回線数
- ＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (10) 低速専用線二線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数
- ×(県別低速専用線二線式実績回線数
 ÷(県別低速専用線二線式実績回線数
 ＋県別低速専用線四線式実績回線数))
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (11) 低速専用線四線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数
- ×(県別低速専用線四線式実績回線数
 ÷(県別低速専用線二線式実績回線数
 ＋県別低速専用線四線式実績回線数))
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (12) 高速メタル専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数
- ×(県別高速メタル専用線実績回線数
 ÷(県別高速メタル専用線実績回線数
 ＋県別高速光専用線実績回線数))
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (13) 高速光専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数
- ×(県別高速光専用線実績回線数
 ÷(県別高速メタル専用線実績回線数
 ＋県別高速光専用線実績回線数))
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

2 き線点～局間伝送路経路の選択

局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を

設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は次の基準により決定する。

- (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
- (2) 局を起点とし、 $\pm 45^\circ$ の傾きの範囲ごとに收容する。
- (3) $\pm 45^\circ$ の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
- (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。
- (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
- (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3 設備構成選択

き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。

- (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。
- (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。

4 設備量の算定

- (1) き線点遠隔收容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔收容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔收容装置ユニット数とする。

ア メタル電話回線数をき線点遠隔收容装置最大收容電話回線数で除したものの。

イ 低速専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容低速専用回線数で除したものの。

ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容高速メタル専用回線数で除したものの。

- (2) 局ごとに、当該局に收容されるき線点の、(1)で算定したき線点ごとのき線点遠隔收容装置ユニット数の合計を、当該局のき線点遠隔收容装置

ユニット数とし、き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。

5 投資額の算定

次の算定式((1)、(2))により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額として全ての局の局ごとき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。

(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} \\
 &\quad + \text{局ごと専用線収容装置ユニット数} \\
 &\quad \times \text{専用線ユニット単価}) \\
 &\quad \times (\text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数} \\
 &\quad \div (\text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数} \\
 &\quad + \text{局ごと専用線遠隔収容装置収容回線数})) \\
 &\quad + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置回線単価} \\
 &\quad + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} \\
 &\quad + \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価}
 \end{aligned}$$

(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} \\
 &\quad + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置回線単価} \\
 &\quad + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} \\
 &\quad + \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線}
 \end{aligned}$$

	<p style="text-align: center;">数 ×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単 価</p>
<p>加入者系半 固定バス伝 送装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、アからウまでにより求めた加入者系半固定バス伝送装置の必要台数のうち最大のものを当該局の加入者系半固定バス伝送装置台数とする。</p> <p>ア 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置数及びき線点遠隔収容装置数を加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))。</p> <p>イ 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及びき線点遠隔収容装置に収容されるアナログ回線数を加入者系半固定バス伝送装置インタフェース装置当たりアナログ最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))。</p> <p>ウ 当該局の加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス専用装置システム数(当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及びき線点遠隔収容装置に収容される総合デジタル通信サービス回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))、当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及びき線点遠隔収容装置に収容される低速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)及び当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及びき線点遠隔収容装置に収容される高速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回</p>

	<p>線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を合計したもの。)を加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線用装置最大収容システム数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))。</p> <p>(2) (1)の台数に、当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及びき線点遠隔収容装置に収容される回線数から専用役務に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定パス伝送装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定パス伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額</p> $= \text{加入者系半固定パス伝送装置架数} \\ \times \text{加入者系半固定パス伝送装置1架当たり単価} \\ + \text{帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線数} \\ \times \text{加入者系半固定パス伝送装置回線当たり単価}$
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(2) 局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当</p>

	<p>該局に帰属する全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> $\begin{aligned} \text{局ごと消防警察トランク投資額} &= \text{消防警察トランク数} \\ &\quad \times \text{消防警察トランク単価} \\ &\quad + \text{消防警察トランク架数} \\ &\quad \times \text{消防警察トランク搭載架単価} \end{aligned}$
<p>警察消防用 回線集約装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商(1に満たない端数は切り上げるものとする。)を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。</p> <p>(3) 当該局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した警察消防用回線集約装置数及び警察消防用回線集約装置架数を用いて割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての割付対象局の割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額</p> $= \text{警察消防用回線集約装置数} \\ \times \text{警察消防用回線集約装置単価} \\ + \text{警察消防用回線集約装置架数} \\ \times \text{警察消防用回線集約装置搭載架単価}$
主配線盤	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を主配線盤の端子数とする。</p> <p>(2) (1)の端子数を主配線盤架当たり回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を主配線盤の架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した端子数及び架数を用いて局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局の局ごと主配線盤投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</p> $\text{局ごと主配線盤投資額} = \text{主配線盤電話架数} \times \text{主配線盤架当たり単価} \\ + \text{主配線盤電話端子数} \times \text{主配線盤端子当たり単価}$
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したもの、及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を光ケーブル成端架(大型)架数とする。光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数に光ケーブル成端架</p>

(大型)架数を乗じたものを、光ケーブル成端架(大型)心線数とする。

- (3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架(大型)心線数を引いたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架(大型)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(中型)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型2)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型1)に収容することとする。
- (4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型)に収容する場合には、光ケーブル成端架(大型)架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型)心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。
- (5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に収容する場合には、光ケーブル成端架(中型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)心線数とする。
- (6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型2)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)心線数とする。
- (7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

$$\begin{aligned} \text{局ごと光ケーブル成端架投資額} &= \text{光ケーブル成端架(大型)架数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架(大型)架当たり単価} \\ &+ \text{光ケーブル成端架(大型)心線数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価} \end{aligned}$$

	<p>+光ケーブル成端架(中型)架数 ×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価</p> <p>+光ケーブル成端架(中型)心線数 ×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価</p> <p>+光ケーブル成端架(小型2)架数 ×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価</p> <p>+光ケーブル成端架(小型2)心線数 ×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価</p> <p>+光ケーブル成端架(小型1)架数 ×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価</p> <p>+光ケーブル成端架(小型1)心線数 ×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価</p>
伝送装置	<p>1 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャンネル切上単位(1.5M)で除して、多重変換装置1.5Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。</p> <p>ウ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数及び高速光専用線回線数を伝送</p>

装置収容率及び6Mパス収容回線数で除して、6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置専用6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

この場合において、6Mパス収容回線数は、低速専用、高速メタル専用及び高速光専用の別にそれぞれ対応した数値を用いる。

エ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数をそれぞれの回線当たり速度で乗じ、伝送装置収容率及び6Mパスあたり速度で除して、それぞれの伝送設備共用比率を乗じた上で6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置データ系6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

オ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及び多重変換装置データ系6Mパス数の合計並びにアの多重変換装置1.5Mパス数をインタフェース当たりハイウェイ数で除して、6Mインタフェース数及び1.5Mインタフェース数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

カ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及び多重変換装置データ系6Mパス数の合計にチャンネル切上単位(6M)を乗じたもの及びアの多重変換装置1.5Mパス数にチャンネル切上単位(1.5M)を乗じたものの合計をチャンネル切上単位(52M)で除して、多重変換装置52Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

キ カで算定した多重変換装置52Mパス数を3で除して(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)、多重変換装置156Mインタフェース数を算定する。

この際に生じた剰余の数を多重変換装置52Mインタフェース数とする。

ク カで算定した多重変換装置52Mパス数を3で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする(1に満たない端数は、切り上げ

るものとする。)

(2) 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置156Mインタフェース数及び多重変換装置52Mインタフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置156Mインタフェース数及び多重変換装置52Mインタフェース数とする。

イ 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置52Mパス数の合計を3で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置架数とする。

2 加入者交換機～中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定

加入者交換機～中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

(1) 伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600M)を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクタ装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600M)及びクロスコネクタ装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)及びクロスコネクタ装置

を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。

(2) 加入者交換機の設備量から、(1)のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(3) 中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクタ装置を設置することとし、(1)のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(4) (2)及び(3)で選択された組合せと(1)のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等(低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数)に係る設備量を、それぞれのパス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定

次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{多重変換装置投資額} \\
 &\quad + \text{高速終端中継伝送装置投資額} \\
 &\quad + \text{クロスコネクタ装置投資額} \\
 &\quad + \text{分岐挿入伝送装置投資額}
 \end{aligned}$$

局ごと多重変換装置投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{多重変換装置架数} \\
 &\quad \times \text{多重変換装置架・共通部当たり単価} \\
 &\quad + \text{多重変換装置ユニット数} \\
 &\quad \times \text{多重変換装置ユニット当たり単価} \\
 &\quad + \text{多重変換装置1.5Mインタフェース数}
 \end{aligned}$$

	<p> ×多重変換装置1.5Mインタフェース当たり単価 +多重変換装置2Mインタフェース数 ×多重変換装置2Mインタフェース当たり単価 +多重変換装置6Mインタフェース数 ×多重変換装置6Mインタフェース当たり単価 +多重変換装置8Mインタフェース数 ×多重変換装置8Mインタフェース当たり単価 +多重変換装置52Mインタフェース数 ×多重変換装置52Mインタフェース当たり単価 +多重変換装置156Mインタフェース数 ×多重変換装置156Mインタフェース当たり単価 局ごと高速終端中継伝送装置投資額 =高速終端中継伝送装置架数 ×高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価 +高速終端中継伝送装置ユニット数 ×高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価 +高速終端中継伝送装置局内インタフェース数 ×高速終端中継伝送装置局内インタフェース当たり単価 +高速終端中継伝送装置局間インタフェース数 ×高速終端中継伝送装置局間インタフェース単価 局ごとクロスコネクタ装置投資額 =クロスコネクタ装置基本架数 ×クロスコネクタ装置基本架当たり単価 +クロスコネクタ装置接続架数 ×クロスコネクタ装置接続架当たり単価 +クロスコネクタ装置増設リンク数 ×クロスコネクタ装置増設リンク当たり単価 +クロスコネクタ装置空間スイッチユニット数 ×クロスコネクタ装置空間スイッチユニット当たり単価 +クロスコネクタ装置局内52Mインタフェース数 ×クロスコネクタ装置局内52Mインタフェース当たり単価 </p>
--	--

	<p> +クロスコネクト装置局内156Mインタフェース数 ×クロスコネクト装置局内156Mインタフェース当たり単価 +クロスコネクト装置局外インタフェース数 ×クロスコネクト装置局外インタフェース当たり単価 +クロスコネクト装置ユニット数 ×クロスコネクト装置ユニット単価 局ごと分岐挿入伝送装置投資額 =分岐挿入伝送装置システム数 ×分岐挿入伝送装置システム当たり単価 +分岐挿入伝送装置局内インタフェース数 ×分岐挿入伝送装置局内インタフェース当たり単価 </p>
<p>中間中継伝送装置</p>	<p>1 局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数と当該局に設置される局設置簡易遠隔収容装置数の合計を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、多重変換装置(52M)及び多重変換装置(156M)につき、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、当該局に設置する多重変換装置インタフェース数を乗じたものを当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率</p>

で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

(2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもののから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、当該局に帰属する線点遠隔収容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

3 加入者交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

(1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置(52M)及び多重変換装置(156M)につき、多重変換装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもののから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置(156M)、高速終端中継伝送装置(600M)及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもののから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものの合計を中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

4 中継交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

中継交換機設置局(当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。)ごとに、高速終端中継伝送装置(156M)、高速終端中継伝送装置(600M)

	<p>及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、中継交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものの合計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前4項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> $\begin{aligned} & \text{局ごと中間中継伝送装置投資額} \\ & = \text{中間中継伝送装置架数} \\ & \quad \times \text{中間中継伝送装置架・共通部当たり単価} \\ & \quad + \text{中間中継伝送装置数} \\ & \quad \times \text{中間中継伝送装置単価} \end{aligned}$
<p>クロック供給装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(当該局に設置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したものを)クロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(局設置遠隔収容装置の台数、多重変換装置の架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したものを)をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(当該局に</p>

	<p> 帰属する局設置遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定パス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニット数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したものを。)をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。 </p> <p> (4) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロスコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したものを。)をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。 </p> <p> 2 投資額の算定 </p> <p> 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を求め、全ての局の局ごとクロック供給装置投資額を合算し、クロック供給装置投資額を算定する。 </p> $ \begin{aligned} \text{局ごとクロック供給装置投資額} &= \text{クロック供給装置架数} \\ &\quad \times \text{クロック供給装置架・共通部単価} \\ &\quad + \text{クロック供給装置被クロック供給装置数} \div 4 \\ &\quad \times \text{クロック供給装置供給クロック単価} \end{aligned} $
メタルケーブル	<p> 1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 </p> <p> (1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの巨長kmを算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km、対kmを算定する。 </p> <p> (2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km、対kmは、加 </p>

入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。

(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。

2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。

(2) (1)によりき線亘長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。

ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。

(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。

(5) 伝送路の各区間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長km、対kmの算定に使用する。

3 投資額の算定

前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとにメタルケーブル対km及びメタルケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、全ての局の

	<p>局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額=当該種別架空メタルケーブル対 km</p> <p style="padding-left: 40px;">×当該種別架空メタルケーブル対km単価</p> <p style="padding-left: 40px;">+当該種別架空メタルケーブル延長km</p> <p style="padding-left: 40px;">×当該種別架空メタルケーブル延長km単価</p> <p style="padding-left: 40px;">+当該種別地下メタルケーブル対km</p> <p style="padding-left: 40px;">×当該種別地下メタルケーブル対km単価</p> <p style="padding-left: 40px;">+当該種別地下メタルケーブル延長km</p> <p style="padding-left: 40px;">×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>
加入系光ケーブル	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長km、心kmを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線亘長kmが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p>

	<p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長km、心kmの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとに光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額=加入系架空光ケーブル心km ×加入系架空光ケーブル心km単価 +加入系架空光ケーブル延長km ×加入系架空光ケーブル延長km単価 +加入系地下光ケーブル心km ×加入系地下光ケーブル心km単価 +加入系地下光ケーブル延長km ×加入系地下光ケーブル延長km単価</p>
中継系光ケーブル	<p>1 局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔収容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p>

	<p>2 局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>網構成(交換機設置局間の伝送路の構成)ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰属する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。</p> $\begin{aligned} \text{局ごと光ケーブル投資額} &= \text{中継系架空光ケーブル心km} \\ &\quad \times \text{中継系架空光ケーブル心km単価} \\ &+ \text{中継系架空光ケーブル延長km} \\ &\quad \times \text{中継系架空光ケーブル延長km単価} \\ &+ \text{中継系地下光ケーブル心km} \\ &\quad \times \text{中継系地下光ケーブル心km単価} \\ &+ \text{中継系地下光ケーブル延長km} \\ &\quad \times \text{中継系地下光ケーブル延長km単価} \end{aligned}$
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ</p>

たものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線kmとする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心kmとする。

- (2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心kmとする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線心kmとする。
- (3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに按分する。

2 投資額の算定

局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル心kmをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。

$$\begin{aligned} \text{局ごと有中継海底光ケーブル投資額} &= \text{有中継海底光ケーブル心km} \\ &\quad \times \text{有中継海底光ケーブル心km単価} \\ &\quad + \text{有中継海底光ケーブル延長km} \\ &\quad \times \text{有中継海底光ケーブル延長km単価} \\ \text{局ごと無中継海底光ケーブル投資額} &= \text{無中継海底光ケーブル心km} \end{aligned}$$

		<p style="text-align: center;">×無中継海底光ケーブル心km単価 +無中継海底光ケーブル延長km ×無中継海底光ケーブル延長km単価</p>
海底中間中継伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間で有中継海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ごとの海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと海底中間中継伝送装置投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p style="text-align: center;">局ごと海底中間中継伝送装置投資額＝海底中間中継伝送装置数 ×海底中間中継伝送装置単価 +海底中間中継伝送装置用給電装置数 ×海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p>	
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、変復調回線切替装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1)で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、変復調回線切替装置架数とする。</p> <p>(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数を無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(4) (3)で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たり</p>	

	<p>ユニット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))を、無線送受信装置架数とする。</p> <p>(5) (1)～(4)で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、全ての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}$ $+ \text{無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}$ $+ \text{無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架単価}$
無線アンテナ	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、全ての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> $\text{局ごとアンテナ投資額} = \text{アンテナ数} \times \text{アンテナ単価}$
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大</p>

	<p>アンテナ搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、全ての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと鉄塔投資額＝屋上設置用鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価 ＋地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p>
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として衛星通信が指定されている区間の両端の局ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数にチャンネル切上単位(52M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。</p> <p>(2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。</p> <p>(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、全ての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額＝トランスポンダ数×トランスポンダ単価 ＋TDMA装置架数×TDMA装置架単価 ＋衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価 ＋衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価</p>

		＋衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価
加入系電柱	1 設備量の算定	局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。
	2 投資額の算定	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。 局ごと加入系電柱投資額＝加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率
中継系電柱	1 設備量の算定	局ごとに、中継系管路亘長kmに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものを、当該局に帰属する中継系電柱本数とする。
	2 投資額の算定	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。 局ごと中継系電柱投資額＝中継系電柱本数×中継系電柱単価×電柱共架率
加入系管路	1 設備量の算定	局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長kmとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。
	2 投資額の算定	

	<p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長km及び管路条kmを用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額＝加入系管路条km×加入系管路条km当たり単価 ＋加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり単価 ＋インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長km当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長kmとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条kmとし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路亘長km、管路条kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長km及び管路条kmを用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額＝中継系管路条km×中継系管路条km当たり単価 ＋中継系管路亘長km×中継系管路亘長km当たり単価</p>
加入系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除して、加入</p>

	<p>系中口径管路亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額＝加入系中口径管路亘長km ×中口径管路亘長km当たり単価</p>
中継系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>中口径管路亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系中口径管路投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系中口径管路投資額＝中継系中口径管路亘長km ×中口径管路亘長km当たり単価</p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長kmとする。</p> <p>(2) 共同溝亘長kmから、中継系共同溝亘長kmを控除して、加入系共同溝亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額＝加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価</p>
中継系共同	<p>1 設備量の算定</p>

溝	<p>共同溝亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと中継系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> $\text{局ごと中継系共同溝投資額} = \text{中継系共同溝亘長km} \times \text{共同溝亘長kmあたり単価}$
加入系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長kmとする。</p> <p>(2) とう道亘長kmから、中継系とう道亘長kmを控除して、加入系とう道亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> $\text{局ごと加入系とう道投資額} = \text{加入系とう道亘長km} \times \text{とう道亘長kmあたり単価}$
中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>とう道亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> $\text{局ごと中継系とう道投資額} = \text{中継系とう道亘長km} \times \text{とう道亘長kmあたり単価}$

電線共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmを合算したものを当該局の電線共同溝延長kmとし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> $\text{局ごと電線共同溝投資額} = \text{電線共同溝延長km} \times \text{電線共同溝延長km当たり単価}$
自治体管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>
情報ボックス	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p>

- (2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。
- (3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。
- (4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。

2 投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置簡易遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数又は加入者交換機の総合デジタル通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定し、全ての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置については、局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数} \\
 &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価} \\
 &+ \text{局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数} \\
 &\quad \times \text{局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価} \\
 &+ \text{局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数} \\
 &\quad \times \text{局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価} \\
 &+ \text{加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置数}
 \end{aligned}$$

×加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価	
アナログ局 内回線収容 部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ加入者回線 の数を当該装置のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設 置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数当該局のアナ ログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠 隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数当該局のアナログ局内 回線収容部数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が 収容するアナログ加入者回線の数当該局のアナログ局内回線収容部数 とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収 容部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置遠 隔収容装置のアナログ局内回線収容部数又は加入者交換機のアナログ局内 回線収容部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ局内回線収容部 投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ局内回線収容部投資額を合算 し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収 容装置のアナログ局内回線収容部については局が属する都道府県の単価を 使用する。</p> <p style="padding-left: 2em;">局ごとアナログ局内回線収容部投資額</p> <p style="padding-left: 4em;">＝き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数 ×き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価 ＋局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数 ×局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価 ＋局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数 ×局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価 ＋加入者交換機アナログ局内回線収容部数 ×加入者交換機アナログ局内回線収容部単価</p>

<p>アナログ・デジタル回線共通部</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該装置のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数又は加入者交換機のアナログ・デジタル回線共通部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額</p> $ \begin{aligned} &= \text{き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数} \\ &\quad \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価} \\ &+ \text{局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数} \\ &\quad \times \text{局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価} \\ &+ \text{局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数} \\ &\quad \times \text{局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価} \\ &+ \text{加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数} \\ &\quad \times \text{加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価} \end{aligned} $
-----------------------	--

加入者交換 回線収容装 置	<p>1 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数及び加入者交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと加入者交換回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換回線収容装置投資額を合算し、加入者交換回線収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換回線収容装置投資額</p> $= \text{加入者交換機中継インタフェース数} \\ \times \text{加入者交換機中継インタフェース単価} \\ + \text{加入者交換機中継インタフェース収容装置投資額}$
中継交換回 線収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向けパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数(他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの)及び中継交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の中継交換機中継インタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと中継交換回線収容装置投資額を合算し、中継交換回線収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中継交換回線収容装置投資額</p> $= \text{中継交換機中継インタフェース数} \\ \times \text{中継交換機中継インタフェース単価} \\ + \text{中継交換機中継インタフェース収容装置投資額}$
中継交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。</p> <p>(1) 県間最繁時呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう。)、県内最繁時呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼量の合計を4で除したものをいう。)、中</p>

継交換機渡り県間最繁時呼量(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。)、中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。)及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。(3)及び(4)において同じ。)の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) 県間最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したもの。)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したもの。)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したもの。)、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したもの。)及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。)の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数を合計したもの)の合計を52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算し、更にチャンネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャンネル数とし、中継交換機チャンネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

	<p>(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数を合計したもの)を合計し52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全てのの中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと中継交換機投資額＝中継交換機ユニット数 ×中継交換機ユニット当たり単価 ＋中継交換機低速パス数×中継交換機低速パス単価 ＋中継交換機52Mパス数×中継交換機52Mパス単価 ＋最繁時総呼数×最繁時総呼数単価 ＋最繁時呼量×最繁時呼量単価</p>
信号用中継交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。</p> <p>(2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット</p>

数で除し、さらに3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。

(3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁忙時受付け呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の信号リンク数とする。

(4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機ユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。

ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数((1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数(中継交換機設置局ごとの県間最繁忙時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。)を加えたもの。以下同じ。)を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を減じたもので除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))。

イ (1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))。

(5) 信号用渡りリンク数((4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたもの。)及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。

(6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第8第1における通信設備使用料の算定に用いる。

2 投資額の算定

	<p>信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、全ての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を合算し、信号用中継交換機投資額を算定する。</p> <p>信号区域ごと信号用中継交換機投資額＝信号用中継交換機ユニット数 ×信号用中継交換機ユニット当たり単価 ＋信号用中継交換機リンク数 ×信号用中継交換機リンク当たり単価</p>
<p>公衆電話機 端末</p>	<p>公衆電話機端末投資額＝アナログ公衆電話機端末数 ×アナログ公衆電話機単価 ＋デジタル公衆電話機端末数 ×デジタル公衆電話機単価</p>
<p>空調設備</p>	<p>1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。</p> <p>(1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置遠隔収容装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定パス伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの。</p> <p>(2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの。</p> <p>(3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの。</p>

	<p>(4) 当該局に設置される総合監視及び試験受付の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局(RT-BOXの場合を除く。)の空調設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたものを、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した台数を用い種別ごと空調設備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、全ての局の空調設備投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> $\text{種別ごと空調設備投資額} = \text{当該種別空調設備設置台数} \times \text{当該種別空調設備1台当たり単価}$
電力設備(整流装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の整流装置系統数とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、当該局に設置される中継交換機関連設備(中継交換機、信号用中継交換機、伝送装置(加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)、無線伝送装置(加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)、衛星通信設備(加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)、中間中継伝送装置(加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)及びクロック供給装置(中継交換機、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの))の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備(整流装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの)の所要電流値の合計を算定し、</p>

それぞれの所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のそれぞれの整流装置系統数とする。

(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたものを、当該局の整流器1系統当たりユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流器1系統当たりユニット数を上記の方法により算定する。

(3) (2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置1系統当たり増設架数を上記の方法により算定する。

(4) (1)で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、(2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置について上記の方法にて算定する。

2 投資額の算定

局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した基本部数、増設架数及びユニット数を用い局ごと整流装置投資額を求め、全ての局の局ごと整流装置投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。

局ごと整流装置投資額＝整流装置基本部数×整流装置基本部単価

		<p>+整流装置増設架数×整流装置増設架単価</p> <p>+整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p>
電力設備(直流変換電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回線所要電流とする。</p> <p>(2) (1)で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置1架最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額＝直流変換電源装置架数 ×直流変換電源装置架当たり単価</p>	
電力設備(交流無停電電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100Vを要する設備(加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置)の交流100V所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流100V所要容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流200Vを要する設備(監視設備(総合監視))の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したもの(1に満たない端数は切り上げるものとする。)を交流無停電電源装置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、</p>	

	<p>種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、全ての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額＝当該種別交流無停電電源装置台数 ×当該種別交流無停電電源装置単価</p>
電力設備(蓄電池)	<p>1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置(200V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置</p>

	<p>簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額＝当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p>
電力設備(受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、全て</p>

	<p>の局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> $\text{局ごと受電装置投資額} = \text{受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量当たり取得単価}$
電力設備(発電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> $\text{局ごと発電装置投資額} = \text{発電装置所要容量} \times \text{発電装置単位容量当たり取得単価}$
電力設備(小規模局用電源装置)	<p>1 RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p>

	<p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備(局設置簡易遠隔収容装置を除く。)の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)1台当たりの最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)台数を小規模局用電源装置台数に加える。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> $\text{局ごと小規模局用電源装置投資額} = \text{小規模局用電源装置台数} \times \text{小規模局用電源装置単価}$
電力設備(可搬型発動発電機)	<p>1 設備量の算定</p> <p>全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局を所要電流値ごとに分類した局数を全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局数でそれぞれ除した値を可搬型発動発電機の所要電流別配置比率として、その比率に応じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型発動発電機設置台数を算出する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>(1) 所要電流別可搬型発動発電機設置台数に、可搬型発動発電機規定容量を乗じ、所要電流別可搬型発動発電機容量を算出する。</p> <p>(2) (1)で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発動発電機単価を乗じた値を算出し、これらを合算した値を投資額とする。</p>
機械室建物	<p>1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じ</p>

たもの。

イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者交換機台数を乗じたもの。

ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの。

エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの。

オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの

カ 衛星通信設備のTDMA装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの

キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの。

ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの。

ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの。

コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの。

サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの。

- シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数(当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。)にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定パス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者系半固定パス伝送装置単位面積を乗じたもの。
- ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの。
- セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの。
- ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの。
- タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計。
- チ 次の(ア)から(エ)までの中で最大のもの(更改のための面積を確保)。
(ア) 局設置遠隔収容装置1台当たり所要面積
(イ) 加入者交換機1台当たり所要面積
(ウ) 中継交換機1台当たり所要面積
(エ) 信号用中継交換機1台当たり所要面積
- ツ 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の中で最大のもの。
- (2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。
- ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計。
- イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの。
- ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計。
- エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計。
- オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計。
- カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたもの

	<p>の合計。</p> <p>キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計。</p> <p>ク 整流装置1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置1台分の面積、1系統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計、又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計(更改のための面積を確保)。</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までで算定した、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積、又はRT-BOX単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 局ごと機械室建物投資額=機械室建物面積×機械室建物建設単価 又は、 局ごと機械室建物投資額=RT-BOX単価</p>
機械室土地	<p>1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面</p>

	<p>積とする。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>局ごとに、次の手順で算定を行う。</p> <p>(1) 当該局がRT-BOX、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階局であるか平屋局であるかについては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、自己資本費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税)及び保守コスト(施設保全費、道路占用料、撤去費用)の合計を比較し決定する。</p> <p>ア 当該局が複数階局の場合、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの、地上鉄塔土地面積及び駐車スペース等土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積及び地上鉄塔土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室土地投資額=機械室土地面積 ×(固定資産評価額÷土地単価時価補正係数) ×土地単価時点補正係数</p>
監視設備(総合監視)	<p>監視設備(総合監視)投資額=ネットワーク設備投資額合計 ×監視設備(総合監視)対投資額比率</p>

	(ネットワーク設備とは、別表第5第1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第5第2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。)
監視設備(加入者交換機)	$\begin{aligned} & \text{監視設備(加入者交換機)投資額} = (\text{加入者交換機投資額} \\ & \quad + \text{消防警察トランク投資額} + \text{警察消防用回線集約装置投資額}) \\ & \quad \times \text{監視設備(加入者交換機)対投資額比率} \end{aligned}$
監視設備(中継交換機)	$\begin{aligned} & \text{監視設備(中継交換機)投資額} = \text{中継交換機投資額} \\ & \quad \times \text{監視設備(中継交換機)対投資額比率} \end{aligned}$
監視設備(伝送無線機械)	$\begin{aligned} & \text{監視設備(伝送無線機械)投資額} = (\text{伝送装置投資額} \\ & \quad + \text{中間中継伝送装置投資額} + \text{無線伝送装置投資額} \\ & \quad + \text{無線アンテナ投資額} + \text{無線鉄塔投資額} \\ & \quad + \text{衛星通信設備投資額}) \times \text{監視設備(伝送無線機械)対投資額比率} \end{aligned}$
監視設備(市外線路)	$\begin{aligned} & \text{監視設備(市外線路)投資額} \\ & \quad = \text{市外線路投資額(中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計)} \\ & \quad \times \text{監視設備(市外線路)対投資額比率} \end{aligned}$
監視設備(市内線路)	$\begin{aligned} & \text{監視設備(市内線路)投資額} = \text{市内線路投資額(加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計)} \\ & \quad \times \text{監視設備(市内線路)対投資額比率} \end{aligned}$
共通用建物	$\text{共通用建物投資額} = \text{機械室建物投資額} \times \text{共通用建物対投資額比率}$
共通用土地	$\text{共通用土地投資額} = \text{機械室土地投資額} \times \text{共通用土地対投資額比率}$
構築物	$\begin{aligned} & \text{構築物投資額} = (\text{機械室建物投資額} + \text{共通用建物投資額}) \\ & \quad \times \text{構築物対投資額比率} \end{aligned}$
機械及び装置	$\begin{aligned} & \text{機械及び装置投資額} = \text{ネットワーク設備投資額合計} \\ & \quad \times \text{機械及び装置対投資額比率} \end{aligned}$
車両	$\text{車両投資額} = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{車両対投資額比率}$
工具、器具及び備品	$\begin{aligned} & \text{工具、器具及び備品投資額} = \text{ネットワーク設備投資額合計} \\ & \quad \times \text{工具、器具及び備品対投資額比率} \end{aligned}$

無形固定資産(交換機ソフトウェア)	無形固定資産(交換機ソフトウェア)投資額 ＝ネットワーク設備投資額合計 ×無形固定資産(交換機ソフトウェア)対投資額比率
無形固定資産(その他の無形固定資産)	無形固定資産(その他の無形固定資産)投資額 ＝ネットワーク設備投資額合計 ×無形固定資産(その他の無形固定資産)対投資額比率

別表第7 (第15条関係)

第1

固定資産明細表

無形固定資産 (その他の無形固定資産)			
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)			
工具、器具及び備品			
車両			
機械及び装置			
構築物			
共用土地			
共用建物			
監視設備 (伝送無線機械)			
監視設備 (市内線路)			
監視設備 (市外線路)			
監視設備 (中継交換機)			
監視設備 (加入者交換機)			
監視設備 (総合監視)			
機械室土地			
機械室建物			
電力設備 (可搬型発電機)			
電力設備 (小規模局用電源装置)			
電力設備 (発電装置)			
電力設備 (受電装置)			
電力設備 (蓄電池)			
電力設備 (交流無停電電源装置)			
電力設備 (直流変換電源装置)			
電力設備 (整流装置)			
空調設備			
信号用中継交換機			
中継交換回線収容装置			
加入者交換回線収容装置			
アナログ・デジタル回線共理部			
アナログ局内回線収容部			
総合デジタル通信局内回線終端装置			
電線共同溝			
中継系とう道			
加入系とう道			
中継系共同溝			
加入系共同溝			
中継系中口径管路			
加入系中口径管路			

中継系管路		
加入系管路		
中継系電柱		
加入系電柱		
海底光ケーブル		
中継系光ケーブル		
加入系光ケーブル		
メタルケーブル		
クロック供給装置		
衛星通信設備		
無線鉄塔		
無線アンテナ		
無線伝送装置		
海底中間中継伝送装置		
中間中継伝送装置		
伝送装置		
中継交換機		
警察消防用回線集約装置		
消防警察トランク		
光ケーブル成端架		
加入者系半固定バス伝送装置		
主配線盤		
加入者交換機		
局設置簡易遠隔収容装置		
局設置遠隔収容		
キ線点遠隔収容装置	定額法	定率法
	正味固定資産価額	

端末系伝送路設備
端末系伝送路設備(アナログ電話用設備に係るものに限る)
端末系伝送路設備(第一種公衆電話機に係るものに限る)
加入者交換機
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(アナログ電話用設備に係るものに限る)
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(第一種公衆電話機に係るものに限る)
中継交換機
中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの及び中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
公衆電話機

(記載上の注意)

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。

別表第8（第15条関係）

別表第8（第15条関係）

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	$\left((投資額 - 最低残存価額) \div 法定耐用年数 \right) \times 法定耐用年数 + 除去損 \div 経済的耐用年数$ 土地は減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。
通信設備使用料	伊豆大島と本土中継交換機間及び宍戸と中継交換機間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第6に定める算出式により算定する。
施設保全費	加入者交換機に係るもの $投資額 \times 投資額 \times 施設保全費対投資額比率（二次係数） + 投資額 \times 施設保全費対投資額比率（一次係数） + 加入者数 \times 1$ 1加入者当たりの施設保全費+都道府県別施設保全費 加入系線路に係るもの $設備延長km \times 1km \text{ 当たりの施設保全費} + 加入者数 \times 1 \text{ 加入者当たり施設保全費}$ 中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの $設備延長km \times 1km \text{ 当たりの施設保全費}$ 中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの $設備延長km \times 1km \text{ 当たりの施設保全費}$ 監視設備（加入者交換機）に係るもの $投資額 \times 投資額 \times 施設保全費対投資額比率（二次係数） + 投資額 \times 施設保全費対投資額比率（一次係数）$

道路占用料	公衆電話機に係るもの 公衆電話機台数×1台当たりの施設保全費 その他のもの 投資額×施設保全費対投資額比率 電柱に係るもの 電柱本数×電柱1本当たり道路占用料 管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの 管路等延長km×管路等1km当たり道路占用料 き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置台数×き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料 公衆電話機に係るもの 公衆電話機台数×公衆電話機1台当たり道路占用料
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費＋通信設備使用料＋固定資産税＋施設保全費＋道路占用料＋撤去費用
接続関連事務費	加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費
管理共通費	(施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費)×管理共通費比率
緊急通報用専用線	Σ (緊急通報用専用線回線数(距離帯別)×音声伝送専用線月額基本回線料(距離帯別)×12)×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×第一号基礎的電気通信役務対象通信比率

第2 共通費等の配賦基準

区分	帰属対象設備	配賦基準
試験研究費	別表第5第1の設備区分に定める各設備	直接費比

接続関連事務費	別表第5第1の設備区分に定める各設備	投資額比	
管理共通費	別表第5第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比	
監視設備	総合監視	加入者交換機階梯以上の各設備	資本コスト+保守コストの合計額比
	加入者交換機	加入者交換機、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	資本コスト+保守コストの合計額比
	中継交換機	中継交換機、信号用中継交換機	資本コスト+保守コストの合計額比
	伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 (き線点遠隔収容装置~加入者交換機間伝送のうち、遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置~加入者交換機間伝送、加入者交換機~中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間伝送に係るものに限る。)	資本コスト+保守コストの合計額比
	市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 (き線点遠隔収容装置~加入者交換機間伝送のうち、遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置~加入者交換機間伝送、加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るものに限る。)	資本コスト+保守コストの合計額比
	市内線路	メタルケーブル、光ケーブル	資本コスト+保守コストの合計額比
共通用建物	別表第5第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比	
共通用土地	別表第5第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比	

構築物	別表第5第1の設備区分に定める各設備	機械室土地建物、共通用土地建物の資本コスト+保守コストの合計額比	
機械及び装置	別表第5第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比	
車両	別表第5第1の設備区分に定める各設備	施設保全費比	
工具、器具及び備品	別表第5第1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比	
無形固定資産	交換機ソフトウェア	加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機、消防警察トランク、ネットワーク設備投資額	
	警察消防用回線集約装置	ネットワーク設備投資額	
空調設備	別表第5第1の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額	
電力設備	局設置遠隔収容装置、加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電力容量比	
	整流装置	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電流比
	蓄電池	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警	電流比

	察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	
交流無停電電源装置	加入者交換機、消防警察用回線集約装置、中継交換機、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電流比
受電装置	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電力容量比
発電装置	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電力容量比
小規模局舎用電源装置	局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
小規模局舎用蓄電池	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
可搬型発動発電機	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
直流変換電源装置	消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	電流比

種		
機械室建物	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、加入者交換機、主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、光ケーブル成端架、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	面積比
機械室土地	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、加入者交換機、主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、光ケーブル成端架、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、無線鉄塔、衛星通信設備及び信号用中継交換機	面積比

注 資本コスト＝減価償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使用料＋固定資産税

保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

別表第9の2（第17条の2関係）

別表第9の2(第17条の2関係)

対象設備	設備区分	
端末系伝送 路設備	メタルケーブル	加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの (第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務 のみに用いられるものに限る。)
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末(公衆電話ボックス及び端末設備の設 置又は格納に必要な置台等の設備を含む。) 配線設備(公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設 置するものに限る。)

別表第9の3(第17条の2関係)

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表

	対象設備	地域名
第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。)	メタルケーブル	
	公衆電話機端末及びこれの附属設備	

注1 地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を含める。

2 「地域名」と記載されている箇所には、当該第一種適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。

3 「地域名」の欄には、対象設備が撤去された時点での資産額を地域ごとに合計して記載すること。

別表第9の4（第17条の2関係）

別表第9の4(第17条の2関係)

費用区分	算定方式
撤去費用	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>
廃棄物処理費用	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>
その他撤去	当該第一種適格電気通信事業者のファイナンス・リース取引の契約のうち第

に係る費用	<p>一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの(第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。)の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>
除去損	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>
管理共通費	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種公衆電話機台数削減に係る管理費及び共通費(以下「管理共通費」という。)×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>管理共通費×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>

別表第9の5（第17条の2関係）

別表第9の5(第17条の2関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

対象区分		対象役務	地域名			合計			
			金額	件数	平均費用	金額	件数	平均費用	
公衆電話機端末及びこれの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
	公衆電話ボックス等撤去費用	特殊工事を含まない場合	施行規則第14条第2号イに係るもの						
			施行規則第14条第2号ロに係るもの						
		特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの						
			施行規則第14条第2号ロに係るもの						
	キャビネット等撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
メタルケーブル撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの								
	施行規則第14条第2号ロに係るもの								
廃棄物処理費用	施行規則第14条第2号イに係るもの								
	施行規則第14条第2号ロに係るもの								
その他撤去に係る費用	施行規則第14条第2号イに係るもの								
	施行規則第14条第2号ロに係るもの								
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
	メタルケーブルに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
施行規則第14条第2号ロに係るもの									

管理共通費	施行規則第14条第2号イに係るもの						
	施行規則第14条第2号ロに係るもの						
合計	施行規則第14条第2号イに係るもの						
	施行規則第14条第2号ロに係るもの						
合 計							
備 考							

注1 地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を含める。

2 「地域名」と記載されている箇所には、当該第一種適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。

3 公衆電話ボックス等とは、公衆電話ボックス本体、基礎台及びこれらの附属設備をいう。

4 特殊工事とは、タイル、れんが又はブロックの工事その他公衆電話ボックスの撤去に通常要しない工事をいう。

5 キャビネット等とは、キャビネット、スタンド及びこれらの附属設備をいう。地域名ごとの「平均費用」の欄は、当該対象役務の金額を件数で除したものを記載すること。

6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ及びロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第10(第19条関係)

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	5 前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価	6 5の原価から控除対象原価を控除した後のもの	7 6の原価に効率化率を乗じた後のもの
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価			
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並び			

ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	に同条第1号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの
(3) 技術支援部門におけるネットワーク構築に関する技術支援に係る原価	一の科目イ(2)において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの
(4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの

	<p>(5) 販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価</p>	<p>施行規則第14条第2号イ及びハに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの(報奨金に係るものを除く。)以外のもの</p>				
	<p>(6) 広報又は宣伝に係る原価</p>	<p>第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動を目的とする広報又は宣伝に係る原価</p>				
	<p>(7) 企画業務に係る原価</p>	<p>一の科目イ(1)から(6)まで及びロ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲</p>				

		げる値を乗じたもの			
ロ 注文 履行費	(1) 販売サポート部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理に係る原価のうち、加入者管理に係るもの				
	(2) 料金の受入業務に係る原価				
	(3) 通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、割引通話に係る原価			

		価			
		(4) 貸倒損失 又は貸倒引 当金繰入額 に係る原価			
	ハ 営業 管理費	営業業務の共 通部分に係る 原価	一の科目イ及び ロ(1)から(3)ま でにおいて控除 された原価に占 める控除された 原価の割合に5 の欄に掲げる値 を乗じたもの		
二 試験 研究費	イ 試験 研究費	(1) 利用者系 ネットワー クサービス 等の研究開 発に係る原 価	第一号基礎的電 気通信役務の提 供の確保に直接 資する研究開発 に係る原価以外 のもの		
		(2) 利用者系 の研究開発 に必要な基 礎又は基盤 技術研究に 係る原価	同上		
		(3) 将来の通 信技術に関 係する新し い概念の技 術等の純粹 基礎研究に	同上		

		係る原価			
		(4) 研究開発業務の共通部分に係る原価	二の科目イ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
		(5) 法人営業部門における研究開発等に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの		
		(6) 試験開発部門における共通的作業(庶務、経理等)に係る原価	二の科目イ(1)から(5)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
三 管理 共通費	イ 営業 管理費	(1) 支店における建物、事業企画、庶務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除		

	<p>された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p> <p>建物に係る原価以外のものにあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>
(2) 物品調達、管理等に係る原価	<p>一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>
(3) 営業部門業務に対する研修に係る原価	<p>施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価</p>
(4) 共通的作	<p>一の科目イ、ロ</p>

業(庶務、経理等)に対する研修に係る原価	(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
(5) 研修の共通部門に係る原価	三の科目イ(3)及び(4)において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
(6) 社員の健康診断等の福利厚生に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
(7) 建物等の借料又は現状資産の維持管理に係	建物等の借料に係る原価のうち、一の科目イ、ロ(1)から(3)ま		

	る原価	で及びハ並びに 二の科目におい て控除される前 の原価に占める 控除された原価 の割合に5の欄 に掲げる値を乗 じたもの及び建 物等の借料に係 る原価以外のも の		
	(8) 電気通信 役務の提供 条件、料金等 の制度に係 る原価	一の科目イ、ロ (1)から(3)まで 及びハにおいて 控除される前の 原価に占める控 除された原価の 割合に5の欄に 掲げる値を乗じ たもの		
	(9) 窓口等に 対する業務 運営支援又 は管理に係 る原価	同上		
	(10) 料金請求 又は売掛金 管理に対す る業務運営 支援又は管 理に係る原	同上		

価	
(11) 法人営業部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(12) 公衆電話部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(13) 三の科目(1)から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価((14)及び(15)に掲げるものを除く。)	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
(14) 本社における建物、事業企画、総務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除

			<p>された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p> <p>建物に係る原価以外のものにあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>			
		(15) 印紙税、固定資産税等の租税公課	<p>一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>			
四 共通 設備費 用	イ 注文 履行費	(1) 事務室、事務用機器等に係る減価償却費、固定資産除却費、他人資本費	同上			

		用、自己資本 費用及び利 益対応税等 に係る原価				
--	--	-----------------------------------	--	--	--	--

注

- 1 施行規則第14条第1号イ及びロ、第2号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。ただし、同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る5、6及び7の欄については、同条第1号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。
- 2 5の欄に掲げる原価から4の欄に掲げるものの原価を控除した後のものを6の欄に記し、当該記したものに効率化率を乗じた後のものを7の欄に記載すること。
- 3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

別表第 1 1 (第 25 条関係)

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1 固定電話番号	A B C D E F G H J
2 付加的役務電話番号	A B 0 D E F G H J 又は A B 0 D E F G H J K
3 音声伝送携帯電話番号	7 0 C D E F G H J K、8 0 C D E F G H J K 又は 9 0 C D E F G H J K
4 無線呼出番号	2 0 4 D E F G H J K
5 特定 I P 電話番号	5 0 C D E F G H J K
6 F M C 電話番号	6 0 0 D E F G H J K
7 特定接続電話番号	9 1 C D E から始まる 13 桁を超えない十進法による数字
8 事業者設備識別番号	(1) 0 0 X Y 又は 0 0 2 Y Z
	(2) 0 0 9 1 X Y

注 1 電気通信番号の種別は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）別表に掲げる電気通信番号の種別をいう。

2 2 の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。

3 8 (1) の項及び(2)の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。